

平成14年度事業報告書

自 平成14年4月 1日

至 平成15年3月31日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

目 次

独立行政法人製品評価技術基盤機構の概要	3
1. 業務概要	3
2. 事務所の所在地	4
3. 資本金の状況	5
4. 役員の状況	5
5. 職員の状況	6
6. 設立の根拠となる法律名	6
7. 主務大臣	6
8. 沿革	6
業務の進捗状況	7
1. 当該事業年度の業務の実施状況	7
a) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	7
(1) 共同研究等	7
バイオテクノロジー分野	7
化学物質管理分野	7
適合性評価分野	8
人間生活福祉分野	9
(2) 事務負担の軽減	9
情報化の推進	9
自動化設備等の導入	10
意思決定手続簡素化と機動的内部組織の構築等	10
(3) 知的財産管理体制の整備	11
(4) 国民の幅広い理解を得るための取り組み	11
情報公開	11
広報活動	12
学会等での活動	12
b) 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成 するために取るべき措置	12
(1) バイオテクノロジー分野	13
生物遺伝資源に係る情報等の提供	13
生物遺伝資源に係る情報の高付加価値化等	15
遺伝子解析ツールの開発業務	19
(2) 化学物質管理分野	19
化学物質総合管理情報の整備提供	19

化学物質審査規制法関連	-----	22
化学物質排出把握管理促進法関連	-----	24
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関連	-----	25
(3) 適合性評価分野	-----	26
工業標準化法及び計量法に基づく事業者認定	-----	26
ダイオキシン類等極微量分析証明事業者等認定	-----	30
標準物質関係業務	-----	31
製品安全 4 法等法律で規定された適合性評価機関の認定関係業務	-----	31
国際提携関係業務	-----	32
(4) 人間生活・福祉分野	-----	32
人間特性計測関係業務	-----	32
福祉用具関係業務	-----	33
製品安全関係業務	-----	34
鉱山保安法に基づく検定関係業務	-----	36
講習関係業務	-----	37
(5) その他	-----	37
標準化関係	-----	37
情報技術 (I T) セキュリティー関係業務	-----	40
依頼試験評価業務	-----	41
(6) その他業務運営に関する計画	-----	42
c) 予算、収支計画及び資金計画	-----	43
d) その他	-----	43
(1) 施設・設備	-----	43
施設の概況	-----	43
施設の整備	-----	44
2 . 過事業年度の業務の実施状況	-----	44
3 . 運営費交付金の交付の状況	-----	45
4 . 自己収入の確保の状況	-----	45
5 . 借入金の状況	-----	45
6 . 財政投融资資金の状況	-----	45
7 . 国庫補助金等の交付の状況	-----	45
子会社・関連会社の概況	-----	45

独立行政法人製品評価技術基盤機構 平成14年度事業報告書

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下、「機構」という。）は、「経済産業行政に密接不可欠な技術的な評価、分析等を行い、最新の技術情報を国民・産業界に提供する知的基盤機関」を目指し、平成13年4月1日に発足した。

機構は、バイオテクノロジー分野、化学物質管理分野、適合性評価分野、人間生活・福祉分野の4つの分野を中核として、社会・行政ニーズの変化にマッチした事業を展開している。事業の実施に当たっては、独立行政法人通則法第29条に基づき、経済産業省より指示のあった中期目標（平成13年度から平成17年度の5年間）の内容に基づき、同法第30条に基づき中期計画を定め、その達成に向けて目下、努力しているところである。本事業報告書は、平成14年度における事業実績を報告するものである。

・独立行政法人製品評価技術基盤機構の概要

1．業務概要

(1)目的

機構は、工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。（独立行政法人製品評価技術基盤機構法（以下、「機構法」という。）第1条）

(2)業務の範囲（機構法第11条）

工業製品その他の物質に関する技術上の評価

工業製品その他の物質に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価
工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供

の評価の技術に関する調査及び研究

～ の業務に附帯する業務

工業標準化法（昭和24年法律第185号）第22条第1項（第25条第3項において準用する場合を含む。）第38条第1項及び第52条第1項の規定による立入検査並びに第25条の4第1項第5号、第40条第1項第9号及び第54条第1項第8号の規定による検査

ガス事業法（昭和29年法律第51号）第39条の17第1項第8号の規定による検査並びに第47条第1項及び第3項の規定による立入検査

電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第42条の4第1項第8号の規定による検査又は質問並びに第46条第1項及び第2項の規定による立入検査

又は質問

家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第19条第1項の規定による立入検査

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第64条第1項第8号の規定による検査又は質問並びに第83条第1項及び第5項の規定による立入検査又は質問

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）第30条第1項第8号の規程による検査並びに第84条第1項及び第2項の規程による立入検査

計量法（平成4年法律第51号）第148条第1項及び第2項の規定による立入検査（同法第144条第1項に規定する認定事業者に対するものを除く。）

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第30条第5項の規定による立会い及び第33条第1項の規定による立入検査、質問又は収去

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律（平成13年法律第111号）第37条第4項の規定による立入検査又は質問

2. 事務所の所在地

・東京本所

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-10

代表番号 03-3481-1921

・生物遺伝資源センター

〒292-0812 千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8

代表番号 0438-52-2318

・筑波技術センター

〒305-0044 茨城県つくば市並木 1-2

代表番号 0298-49-0500

・北海道支所

〒060-0808 北海道札幌市北区北八条 2-1-1 札幌第一合同庁舎

代表番号 011-709-2324

・東北支所

〒983-0833 宮城県仙台市宮城野区東仙台 4-5-18

代表番号 022-256-6423

・北関東支所

〒376-0042 群馬県桐生市堤町 3-7-4

代表番号 0277-22-5471

・中部支所

〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館

代表番号 052-951-1931

・北陸支所

〒 920-0024 石川県金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎 7 階

代表番号 076-231-0435

・近畿支所

〒 540-0008 大阪府大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第 2 号館別館

代表番号 06-6942-1112

・中国支所

〒 730-0012 広島県広島市中区八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 3 号館

代表番号 082-211-0411

・四国支所

〒 760-0017 香川県高松市番町 1-10-6 高松第一地方合同庁舎

代表番号 087-831-2671

・九州支所

〒 815-0032 福岡県福岡市南区塩原 2-1-28

代表番号 092-551-1315

3. 資本金の状況

機構の資本金は平成 14 年度末で 190 億 7236 万 2650 円となっている。
平成 14 年度期首においては、170 億 7477 万 3350 円であったが、平成
15 年 3 月 28 日付で 19 億 9758 万 9300 円の追加現物出資をうけた。

4. 役員の状況

定数：5 人（理事長 1、理事 2、監事 2）

機構法第 7 条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事 2 人を置く。

2 機構に、役員として、理事 2 人以内を置くことができる。

（平成 15 年 3 月 31 日現在）

役職	氏名	任期	主要経歴
理事長	齋藤紘一	2 年	通商産業省大臣官房付（環境庁長官 官房審議官） （財）日本規格協会 専務理事
理事	茂木保一	2 年	経済産業省製品評価技術センター 化学物質安全管理センター長
理事	大石道夫	2 年	（現：財団法人かずさ DNA 研究所 所長）
監事	村瀬盛夫	2 年	通商産業省大臣官房付（昭和 57 年 9 月退職） （現：新エネルギー・産業技術総合 開発機構 非常勤顧問）
監事	樋口敬一	2 年	（現：三菱化学株式会社 顧問）

5. 職員の状況

機構の平成13年度末常勤職員数は408名、平成14年度は、製品評価技術基盤機構の業務の本部機能を充実し、事業の選択と集中を実施し、体制強化のために、バイオ分野、化学分野の事業支援体制のために16名の増員を行うとともに、事業の効率化の観点から他分野で16名の減員を実施した。対前年比は100%である。

	平成14年3月末	平成15年3月末
常勤職員	408名	408名
非常勤職員	58名	143名
うち法律顧問等	3名	3名
外部研修生	8名	4名
派遣技術専門家	27名	34名
技術補助員等	20名	102名

6. 設立の根拠となる法律名

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成11年法律第204号）

7. 主務大臣

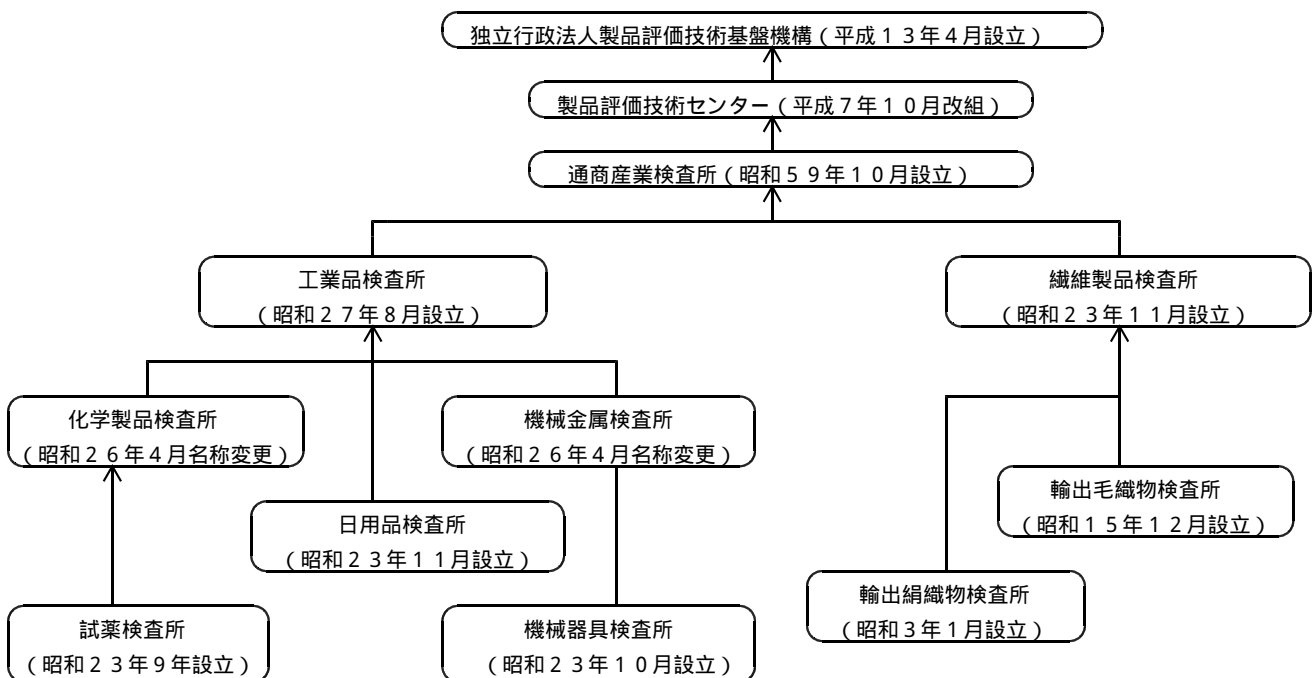
経済産業大臣

8. 沿革

- 平成13年4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構設立

（備考）

独立行政法人製品評価技術基盤機構の前身は次の図のとおり。



・業務の進捗状況

1．当該事業年度の業務の実施状況

a) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

期初において実施している業務の効率化を図るため、可能な限り配置転換による人員の充当、外部人材の活用に努めたこと、また、支所スペース縮小などにより、昨年度から実施している業務について、目標を上回る約2%の効率化を達成した。

(1) 共同研究等

バイオテクノロジー分野：

以下のゲノム解析において共同研究を実施している。単独で実施する場合と比較すると効率的な業務運営が可能となり、その結果生物遺伝資源に係る情報の高付加価値化業務を加速化することが可能となった。

- ・ブドウ球菌： 順天堂大学
- ・麹菌： (財)日本醸造協会を中心としたコンソーシアム⁽¹⁾
- ・プレビチルス属細菌： 東京農業大学等
- ・磁性細菌： 東京農工大学
- ・微生物遺伝資源ライブラリーの開発プロジェクト(ロドコッカス属細菌)：
(財)バイオインダストリー協会(JBA)

共同研究分担； N I T E： 全塩基配列の決定等

民間企業等各試験研究機関： 遺伝子の機能解析

(1)(財)日本醸造協会を代表に次の機関が参画。

- ・企業8社： 協和発酵工業、大関、月桂冠、キッコーマン、ヒゲタ醤油、アクシオヘリックス、天野エンザイム、インテックウェブアンドゲノム
- ・大学4大学： 東北大学、東京大学、東京農工大学、名古屋大学
- ・研究機関3機関： 酒類総合研究所、食品総合研究所、産業技術総合研究所

ゲノム解析以外のプロジェクトでは、以下のとおり。

- ・タンパク質機能解析プロジェクト： (社)バイオ産業情報化コンソーシアム(JBIC)
- ・遺伝子組換え体の産業利用におけるリスク管理に関する研究プロジェクト： (財)バイオインダストリー協会(JBA)
- ・ゲノム情報に基づいた未知微生物遺伝資源ライブラリーの構築プロジェクト： 山之内製薬(株)、味の素(株)、メルシャン(株)、環境エンジニアリング(株)
- ・標準SNPs頻度解析プロジェクト： (社)バイオ産業情報化コンソーシアム(JBIC)

化学物質管理分野：

化学物質のリスク評価及びリスク評価手法の開発業務においては、独立行政法人産業技術総合研究所及び財団法人化学物質評価研究機構との連携の下、初

期リスク評価及び詳細リスク評価^{注1)}を実施しており、三者の十分な連携により円滑に業務を遂行するため、共同研究体を構成し業務の促進と効率化を図った。

また、本業務のうち、放出シナリオ^{注2)}の作成については、従来から化学物質のライフサイクルから放出シナリオの研究を行っている東京大学生産技術研究所と共同研究を行い、業務の効率化を図った。

注1) 初期リスク評価：化学物質のリスクは、化学物質の持つ有害性の大きさの評価と共に、人や環境生物がどの程度化学物質に暴露されるかの評価を行い、これらを総合して評価したものである。初期リスク評価とは、毒性データ、モニタリングデータ、暴露濃度データ等を収集整理し、解析した結果を基に第1次のリスク評価を行うもの。

詳細リスク評価：初期リスク評価において、ある程度リスクが高いと判断された物質について、より詳細なデータ解析を行いリスク評価を行うもの。

注2) 放出シナリオ：化学物質が製造され、製品化、使用、廃棄にいたる各段階において、環境中にどの程度その化学物質が放出されるかを解析したものの。

適合性評価分野：

(ア) 認定関係業務

関連機関の専門家を外部審査員・技術アドバイザーとして平成13年度末151名を登録し、平成14年度に26名の追加登録を行い、合計で177名となった。平成14年度は、JNL A、JCS S、MLAPの合計で197件の審査、JIS Q 17025での再評価等のうち164件(延べ569名中173名)に当該専門家を活用し、アウトソーシングに努めた。この結果、新規分野や特殊分野に対して常勤審査員の新規雇用の抑制が可能となり、業務経費の効率化を実施した。

(イ) 標準物質関係業務

(独)産業技術総合研究所において開発した値付け方法、保存条件等のノウハウを引継ぎ、純物質系標準物質の維持・管理をするとともに、専門家による合同会議を3回実施し意見交換を行った。この結果、純物質系標準物質の維持・管理を行うための新たな値付け方法の開発、保存条件等の設定のための測定実施を省略することができ、業務経費の効率化を実施した。

(ウ) 情報セキュリティ関係業務

認証業務についての技術的調査に情報処理振興事業協会を、認証に4名、ST確認に6名活用した。

また、認定業務について同協会の専門家6名を外部技術アドバイザーとして平成13年度に登録しており、このうち2名を認定業務の運用に活用した。これらの結果、常勤審査員の新規雇用の抑制が可能となり、業務経費の効率化を実施した。

人間生活福祉分野：

(ア)製品安全関係業務

消費生活センターとの定例会議の開催、消費生活センターへのテスト技術支援の実施、商品テスト機関ブロック会議の開催等あらゆるチャンネルを活用して連携を深めることにより迅速かつ効率的な事故情報の収集に努めた。

さらなる情報収集の効率化のためにクリッピングサービスによる情報の収集を試行した結果、有効な情報が少なかったことから、この方法の導入をとりやめることとした。

また、製品事故の原因究明技術の高度化を図るため、焼損残存物質の炭素結晶構造の分析について群馬大と共同研究を行い、これにより分析機器に係る経費を抑制した。

(イ)標準化関係業務

独立行政法人産業技術総合研究所と共同事業契約を締結して役割分担を行い、同研究所との共同利用施設である「くらしと」ISセンター」を活用するなど外部機関との協力・連携を実施し、業務の促進と効率化を図った。

- ・金属系材料の腐食・疲労試験法の標準化（産総研との共同）
- ・高周波領域の基準聴覚特性の標準化（同上）
- ・有効視野と視認性評価方法の標準化（同上）
- ・生体親和性インプラント材料のテクノロジーアセスメント技術の開発
（産総研との共同・京都大等と協力・連携）
- ・高分子材料の破壊挙動判別手法の標準化
（山形大学、明治大学、大阪市工研と協力・連携）
- ・繊維製品中の染料によるアレルギー性接触皮膚炎の原因物質分析方法の標準化
（名古屋大学と協力・連携）

(2)事務負担の軽減

情報化の推進

人事・給与システムと文書管理システムについて、効率化を次のとおり実施した。

(ア)人事・給与システム：

財務会計システムと人事・給与システムとの連携する機能を開発し、会計システムにおいて人事異動等についての情報の随時更新を可能とするとともに、給与システムに日額職員支払い機能及び新共済掛金制度の実施に合わせた掛金控除機能を追加することにより、二重入力の排除、作業の統一が図られ、事務負担が軽減化された。

さらに、時間外勤務の集計を行う時間外管理システムを開発し、給与システムと連携させることにより入力、集計の作業が不要となり事務負担が軽減化された。

(イ)文書管理システム：

文書管理システムについて、独法等情報公開法に対応する外部への公開・検索システムを開発するとともに、ホームページでの公開について、法人

文書の開示の項目と諸活動に関する情報提供の項目とに区分し、他の項目とのデザインを統一することにより、ユーザーにとって見やすく、検索しやすいものとした。

L A Nシステムの導入について、次のとおり実施した。

N I T E - L A Nシステムは高額な政府調達であるため、平成14年4月に意見招請のための官報公示を開始し、以降、入札説明会、質問の受付・回答、機能証明書の提出・審査及び回答等の調達行為を経て、9月の開札において富士通ビジネスシステム（株式会社）が落札した。その後、3月1日からの円滑な運用開始に向けて、2月初旬までミニシステム（プロトタイプ）により最適な運用環境を構築し、2月10日から機器の全国展開及び全職員に対し導入時研修を実施し、予定どおり運用を開始した。

また、3月に上記システムで用いるネットワーク回線（専用回線）を有効利用し、テレビ会議システムを全拠点に導入した。これにより出張等をせざるリアルタイムでの拠点間会議や打合せが実施可能となった。

自動化設備等の導入

新設されるN I T E - L A N構築時に事故情報関係データを整理している光ファイリングシステムを関係各課・支所の担当者が迅速に同種事故情報の調査に利用できるようにするため、セキュリティを確保できるよう最適な接続状態を検討した。その結果、技術的には可能であるが、個人情報保護法の法制化の動向を鑑み、さらにアクセス権限の付与等の運用管理について詳細な検討が必要となったため、今年度の接続を見送り、平成15年度に、さらにアクセス権限の付与等の運用管理について詳細な検討を行った上適切な管理状態での利用を可能とすることとした。

意志決定手続の簡素化と機動的内部組織の構築等

新規業務の追加に係る処理体制としては、生物遺伝資源の分譲、寄託等の事務及び安全寄託の契約に関する意思決定の権限を生物遺伝資源センター長に委譲し、また講習業務及び化粧品原料等品質証明確認業務についても、センター所長の専決処理とする等簡素化を図った。

また、現行業務についての見直しとしては、財務会計の収入について、金額の些少なものについてはセンター所長に権限を委譲する等、細分化することにより、簡素化を行った。

中期目標に基づく新規業務及び既存業務のうち業務量の増加しているものに対しては、中期計画に基づき、既存業務の合理化を図ることにより可能な限り配置転換による人員を充てるとともに、外部人材の活用を積極的に図ることにより対応した。

(ア)本部の充実

人間生活福祉部門本部の大阪への移転、支所の合理化等を図り、昨年度235名から、277名と42名本部職員を増員した。

・本部の人員配置 平成15年3月末現在（（ ）は昨年の数）

バイオテクノロジー部門 75名（58名）

化学物質管理部門	42名(41名)
適合性評価部門	47名(46名)
人間生活福祉部門	67名(46名)
企画管理部門	46名(44名)

(1)支所スペースの縮小・整理によるスペースの有効活用を昨年度より進めているが、今年度北陸支所の一部(福井市部分)を閉鎖することにより、光熱水料について約40万円の効率化が図られるとともに、昨年度のスペース縮小の効果として今年度合同庁舎分担金が約660万円負担減となった。
北陸支所 約1700㎡ 約1000㎡(昨年度実施分とあわせ、約1900㎡の整理)

期中に新たに発生又は業務量が増加した以下の業務について、効率化した資金、人的資源を充当した。

(3)知的財産管理体制の整備

知的財産管理体制の整備として、平成14年9月に「法務・知的財産室」を立ち上げ、顧問弁護士とともにNITEにおける知的財産戦略を推進している。具体的には、知的財産のシェアについては、研究コスト負担割合、発明の中核となるアイデアの提供及び発明実現に至る貢献度等の要素を勘案し決定することとした。

また、外国特許出願をNITE単独で出願する場合については、内部審査体制(上述の、「法務・知的財産室」と顧問弁護士等を含めた関係者による。)を整備し、出願国、市場性及び実用性等を勘案し出願を決定することとした。ただし、外国特許出願を共同で出願する場合については、費用負担も勘案し柔軟に対処することを取り決め、それぞれ対応している。

なお、研究成果のノウハウ及びトレードシークレットについては、各共同研究事業ごとの契約書において規定したところ。

さらに、NITEの職務発明規程の見直しを行い、権利がNITEに帰属することを定めるほか、補償金支払いについての要領を定めた。また、特許実施料収入については、補償金、特許手続き費用及び研究費への財源として充当することとした。

(4)国民の幅広い理解を得るための取り組み

また、NITEの事業について国民の幅広い理解を得るために、次のような取り組み(visibility)を実施した。

情報公開

平成14年10月の独法等情報公開法施行への対応として、法人文書ファイル管理簿の作成、情報公開相談窓口の整備及び情報公開ホームページの作成等を行い、施行日には十分な体制を整えた。さらに、規程等の情報もあわせて積極的に公開している。

また、近畿支所の入居している合同庁舎において、入居機関が合同で「情報公開案内センター」を設置し、NITEも積極的に参加、運営することにより、単独で情報公開の案内事務を行う必要がなくなり、事務の効率化につながった。

なお、同案内センターには、本所と同様に財務諸表等、資料を設置している。

平成14年度のNITEホームページへのユーザーからのアクセス件数は、月平均で約521,400件(昨年同期比138%増)に上っている。(企画管理:9%、バイオ:7%、化学:43%、適合:28%、生活・福祉13%)

広報活動

Webを活用し、積極的に情報提供を実施している。

- ・ホームページ(<http://www.nite.go.jp/>)の活用
- ・採用情報ページを新たに設け、積極的なリクルート活動に寄与
- ・情報公開ホームページを作成(再掲)し、財務諸表等の諸活動に関する情報を積極的に開示
- ・お知らせ欄を積極的に活用し、新鮮な情報を提供するとともに、ユーザビリティを重視したページへの更新を準備(平成15年4月1日予定)

ホームページモニター制度のモニター結果を踏まえ、ユーザを重視した措置(ホームページのデザイン変更、情報の追加等)を積極的に実施し、未対応部分の今後の対応策を含め報告書として取りまとめた。また、今年度もモニター制度を継続し、ユーザの意見の吸い上げ、必要に応じ対応策の策定を行った。

ホームページ作成のためのマニュアルを発行することにより、より統一感のあるウェブサイト構築を行った。

NITE業務の近況等をまとめたニュースレター(NITENEWS:季刊)を今年度4回(累計8回)発行した。

NITEの業務の実績についてマスコミ等に積極的にプレスリリースし、これまでNHK教育テレビ「ETV2003」等、合計で96件(新聞、ラジオ、テレビに69件、雑誌に27件)取り上げられた。

各部門において成果報告会、セミナー等を開催し、NITE成果の普及に努めた。

- ・ゲノムインフォマティクス技術の成果発表会(11月)
- ・製品安全に関する成果発表会(12月)
- ・化学物質管理に関する成果発表会(15年2月)
- ・試験所・校正機関認定技術セミナー(15年3月)

見学者への対応

3月末までに、昨年(約千人)に比べ3倍近い約2800人の見学者が訪れ、見学対応として、業務及び成果等の説明を行う等、理解の促進に努めた。

学会等での活動

学会等における実績は以下のとおりである。

- ・各種学会及び学会誌等による発表:51件
- ・講演会等における講演:80件
- ・シンポジウムの開催:NBR C開設記念シンポジウム(14年5月)

b) 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

(1) バイオテクノロジー分野

生物遺伝資源に係る情報等の提供
生物遺伝資源の収集・保存等

【生物遺伝資源保存数】

平成13年度末までの保存数

・微生物：2,199株

平成14年度新規保存数

・微生物

財団法人発酵研究所（IFO）からの譲渡：15,076株

外部に委託収集：98株

一般寄託：53株

自ら分離・収集：775株

小計：16,002株

微生物合計：18,201株（14年度末累計）

・DNAクローン

NITEでのゲノム解析により作成されたもの：10,174クローン

平成14年度末保存件数：28,375件

【現在収集活動を実施しており、平成15年度以降実績となるもの】

「ゲノム情報に基づいた未知微生物遺伝資源ライブラリーの構築プロジェクト（経済産業省公募：平成14～18年度）」：1,200株の微生物を収集。培養プロセスの作成に着手。

「石油精製汚染物質低減技術調査等委託費（経済産業省より受託：平成14～16年度）」：脱硫菌23株を収集。

「新エネルギー物質生成技術調査等委託費（経済産業省より受託：平成14～16年度）」：水素生成菌15株、メタン生成菌5株を収集。

なお、で収集した微生物は種又は属レベルまでの同定がまだ終了していないため、現時点では中期目標である約5万の生物遺伝資源の保存数に含めていない。また、については、本事業が終了する16年度末以降の分譲となるため、と同様に現時点では中期目標である約5万の生物遺伝資源の保存数に含めていない。

【その他の実績】

「インドネシア・タイにおける菌類の分類学的研究」（国立環境研究所からの再委託：平成14～16年度）：インドネシア等とプロジェクト・アグリーメント（PA）⁽¹⁾について交渉した。

国家プロジェクトであるヒトゲノム多様性解析プロジェクトの「完全長cDNA構造解析事業（事業年度：平成11～13年度）」により得られたヒトcDNAクローンのうち24,061個の寄託を受け、このうち日本DNAデータバンク（DDBJ）から塩基配列のデータが公開されている17,063クローンについて分譲を行っている。（分譲開始は9月から）

これまでに14クローンを分譲した。

「タンパク質機能解析プロジェクト（NEDO事業：平成12～16年度）」：cDNAクローンの長期保存技術の開発に着手した。平成15年度も引き続き、長期保存技術の開発を行う。

(1)：個別プロジェクトにおける共同研究の同意書。

国内外の機関との関係

インドネシア共和国

生物遺伝資源の研究開発を実施するための包括的覚書(MOU)に基づいて、課題の選定及び素材移転契約(MTA)を含むPAの作成及び締結に向けての協議を実施し、15年度初めには締結の予定。

参考：生物多様性条約(CBD)⁽²⁾に基づくMOUは、平成13年度に締結済み。

ミャンマー

平成14年度からPAによる共同研究を実施するための協議を開始。

生物遺伝資源アクセス小委員会

MTA及びPAをはじめとしたプロジェクト合意書の作成について議論するとともに、東南アジアを中心とする各国のCBDに対する国内外への対応について調査と研究を行い、CBDに対するNITEの基本姿勢を定めた。

(2)：この条約は、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を実現することを目的に1992年5月に定められた条約で、2002年8月現在日本を含む184ヶ国がこの条約に加盟。遺伝資源の生息域内状況において遺伝資源を有する国にその権利があるというもの。

データベースの整備

生物遺伝資源管理システム(NBRC-DBシステム)の開発(平成13～17年度)

- ・平成14年度は、平成16年度公開を目標に、平成13年度に開発を行った各種微生物データの管理部分(NBRC-DBシステム基本システム)の第1回実証評価を、IFOから譲渡された微生物データの一部を用いて実施した。これにより業務への適合性、蓄積データの過不足、データ管理法及び操作性に関する問題点等の洗い出しを行った。その結果、分離源情報管理の強化及びデータの管理法変更が必要であることがわかった。
- ・微生物探索業務の立ち上げに伴い緊急性を有する分離源情報管理の強化への対処として、NBRC-DBシステムに分離源(土及び湖沼の水等)そのものについての収集時の状況(採取者、場所、採取方法及び気候等)を一元的に管理する「分離源情報管理サブシステム」を追加した。
- ・データ管理法の変更については、平成15年度に改修を行う予定。
- ・第2回運用評価に向けIFOから譲渡された微生物データのすべてをNBRC-DBに格納する作業も実施し、15,060株のデータを格納した。

「完全長cDNA構造解析プロジェクト」の成果であるcDNAの寄託に

ともない、cDNAに関するデータを分譲情報とともに提供できるよう環境整備し、寄託を受けたヒトcDNAクローンすべて(24,264クローン)のデータ及びアノテーション情報を公開可能とした。

遺伝子組換え体の産業利用におけるリスク管理に関する研究プロジェクト(経済産業省公募：平成14～18年度)

JBAが主催するリスク管理研究委員会(親委員会)やデータベース分科会に出席し、その場で討議された「遺伝子組換え体の安全性に関するデータベースシステム開発」に関する基本方針をもとに、NITEが主催する学識経験者等から構成するシステム分科会を開催し、科学的・客観的なデータベースとするための入出力情報のあり方及び検索しやすいレコードフォーマットの策定並びにデータベースとしてのコスト面及び維持更新面において最適なシステム構成を検討した。

平成14年度分譲実績

4月より微生物DNAクローン、7月から微生物の分譲を開始した。

微生物 : 1,603件 5,518株

DNAクローン : 18クローン(有償：6株、無償：12株)

生物遺伝資源に係る情報の高付加価値化等

【ゲノム解析に関する実績】

平成14年度実績

市中獲得型メチシリン耐性黄色ブドウ球菌⁽¹⁾：2.8 M bp

・日本DNAデータバンク(DDBJ)へ登録。

・5月にデータベースを公開。

平成13年度実績：17.7 M bp

合計：20.5 M bp(14年度実績+13年度実績)

【現在ゲノム解析を実施しており、15年度以降に実績となるもの】

糸状菌(麹菌)⁽²⁾：塩基配列の確定作業を実施中。

ブレビバチルス属細菌⁽³⁾：仮想ゲノムを構築中。

ブドウ球菌⁽⁴⁾：既に解析済みのブドウ球菌とのゲノム比較に用いる塩基配列の精度としては十分な成果が得られている状況であり、平成15年度中にDDBJ登録及びデータベース公開を行う予定。

磁性細菌⁽⁵⁾：4月から東京農工大学との連携事業の一貫でゲノム解析に着手し、これまでにドラフトシーケンスを終了。現在、塩基配列の確定作業を実施中であり、最終的には16年度中を目途に解析を終了する見込み。

「微生物遺伝資源ライブラリーの開発事業(NEDO事業：平成13～17年度)」：次世代非水系宿主として有用なロドコッカス属細菌⁽⁶⁾を解析対象菌とすることとし、これまでにドラフトシーケンスを終了した。

【ゲノム解析以外の実績】

NITEがゲノム解析を実施した産業有用微生物のタンパク質を網羅的に解析(プロテオーム解析)するため、平成14年度は、その準備として発現タンパク質が最も研究されている大腸菌(Escherichia coli K-12 W3110)⁽⁷⁾

をプロテオーム解析のモデル微生物として実施し、ペプチドマスフィンガープリント法⁽⁸⁾、多次元クロマトグラフシーケンスタグ法⁽⁹⁾及びショットガンプロテオーム法⁽¹⁰⁾の3方法を実施することとした。これら方法にはそれぞれ解析対象とするタンパク質に特徴があり、3方法を同一試料に対して適応することで、全体として網羅的な解析が可能となる。

効率的なプロテオーム解析を実施するため、自動化装置を含めた解析設備を設置した。

これまでに、ペプチドマスフィンガープリント法、ショットガンプロテオーム法による測定を終了した。現在までのデータの解析の結果、約350種のタンパク質を検出し、45種類のタンパク質を確定した。2方法の間で確定できるタンパク質の種類が異なっていることから、双方が補い合う関係であることが確認された。

NITEで整備したゲノム解析情報にタンパク質の発現頻度情報等の産業化に必要な情報を付加するための研究施設を、千葉県木更津市の生物遺伝資源センター(NBRC)に隣接して建設し、平成14年度末に国から追加出資を受けた。また、追加出資を受けた後スムーズに事業を開始できるように、NITEでゲノム解析を実施した好熱性古細菌をはじめとする産業上有用な微生物に関する情報等、NITEの有する研究シーズ(ゲノム解析による知的基盤及び生物遺伝資源等)を活用する事業の共同研究先を公募により募り、共同研究先を選定した。

ヒトゲノム多様性解析プロジェクト(ミレニアム・プロジェクト)の「標準SNPs頻度解析プロジェクト」(事業年度:平成11~13年度であったが事業を3ヶ月間延長):13年度に引き続き2万SNPのタイピングを実施し事業開始以来合計10万SNPのタイピングを完了させた。この結果はミレニアム・プロジェクトの成果として東京大学医科学研究所及び科学技術振興事業団(JST)の運営する多型情報データベース(JSNPデータベース = http://snp.ims.u-tokyo.ac.jp/index_ja.html)から公開されている。

(1): 市中獲得型メチシリン耐性黄色ブドウ球菌 MW2 (*Staphylococcus aureus* MW2)(2.8 Mbp)

ブドウ球菌の比較ゲノムプロジェクトの一環で解析されたもの。13年度に解析した N315 は院内感染菌種であったが、本菌は日常の環境に分布する菌種であり、1997~1998年にかけて4人の子供を重症敗血症などで死亡させた毒性の強い病院外の日常において感染するメチシリン耐性黄色ブドウ球菌。ゲノム解析により、薬剤耐性の仕組みの解明とゲノム創薬への貢献が期待される。なお、当該解析は海外の解析機関と競争を行っていた関係で外部への公表を控えていたため、14年度計画には記載していなかったものである。

(2): 麹菌 (*Aspergillus oryzae*)(3.7 Mbp)

酒、味噌、醤油の製造に昔から利用されており、その安全性から医薬品その他の産業利用を期待されている。我が国でゲノム解析した微生物では最大

級である。

- (3): プレバチルス属細菌 (*Brevibacillus brevis*) (6 . 4 Mbp)
産生物を菌体外に出す特性をもち、宿主としての工業利用に有効なため、産業界から解析の期待が高い菌である。
- (4): ブドウ球菌 (*Staphylococcus haemolyticus*) (2 . 7 Mbp)
抗生物質に耐性を持つブドウ球菌の1種で、ブドウ球菌の比較ゲノムプロジェクトの一環として解析中のもの。(なお、14年度計画では「表皮ブドウ球菌」との記載であったが、学術的な表現として適切ではないことが判明したため、「表皮」を削除した。)
- (5): 磁性細菌 (*Desulfovibrio magneticus* RS-1) (5 . 3 Mbp)
その菌体内に50 ~ 100 nm のマグネタイト(主成分は鉄の酸化物からなり、薄い膜で覆われている)の微粒子が連なったマグネットソームを保持する独特の特性を持つ微生物である。その生産する磁気微粒子を使って、抗体及び酵素の固定による医療分野、工業分野で応用が期待されている。
- (6): ロドコッカス属細菌 (*Rhodococcus erythropolis*) (7 Mbp)
バイオプロセスによる酸化還元反応、加水分解反応及び脱離反応を非水系で実現するために必要な次世代宿主候補の開発を目的として解析が期待されている菌であり、有機溶媒耐性が高いと考えられている。
- (7): 大腸菌 (*Escherichia coli* K-12 W3110)
国立遺伝学研究所生物遺伝資源情報センターから提供を受けたもので、我が国で塩基配列が解析されたもの。
- (8): ペプチドマスフィンガープリント法
二次元ゲル電気泳動法及び飛行時間型質量分析計を用いるプロテオーム解析法で最も広く用いられている。高分離能であり、一度で千程度のタンパク質を検出できるが、水に溶解した試料を用いるため、水溶解性タンパク質の解析に適する。
- (9): 多次元クロマトグラフシーケンスタグ法
高速液体クロマトグラフ及びエレクトロスプレーイオン化質量分析計を用いる方法である。二次元ゲル電気泳動法を高速液体クロマトグラフへ置き換え、タンパク質の生成量の把握、高速酵素消化処理ができるようにした方法である。水溶解性タンパク質の解析に用いる。
- (10): ショットガンプロテオーム法
一次元電気泳動及びエレクトロスプレーイオン化質量分析計を用いる方法である。試料を界面活性剤により溶解し、分子量により分離・精製するため、水溶解性、脂溶解性タンパク質の解析ができる方法として期待されている。ペプチドマスフィンガープリント法と併用することで、タンパク質の同定率を向上させることが、可能である。

市中獲得型メチシリン耐性黄色ブドウ球菌については、5月の英国医学専門誌「The Lancet」への論文の掲載に合わせ、DDBJからのデータ公開及びNITEホームページ上でデータ公開を行った。

なお、ブドウ球菌の耐性獲得機構の解明及び全ゲノム塩基配列決定の功績により、共同研究先が第55回日本医師会設立記念医学大会において、「日本医師会医学賞」を受賞した。(14年11月)

放線菌 (*Streptomyces avermectinius* (= *avermilis*)) については、共同研究先の論文発表時期に合わせてDDBJ及びNITEホームページ上でデータ公開を行うための準備を行った。

また、コリネ菌については、塩基配列及び遺伝子領域の推定等のゲノム解析情報の更新作業を行い、共同研究先の論文投稿時期に合わせてDDBJからのデータ公開とNITEホームページからの公開を行った。

今年度は、ゲノム解析関係で以下に挙げる論文を発表した。

- ・黄色ブドウ球菌 (*Staphylococcus aureus* MW2): The Lancet (英国): 医学《インパクトファクター: 13.251》

また、NITEがホームページ等で公開しているゲノム解析情報を引用した以下の3つの論文が海外学術雑誌に掲載された。

- ・嫌気性超好熱古細菌 (*Pyrococcus horikoshii* OT3): Structure (英国): 立体構造学《インパクトファクター: 6.903》
- ・嫌気性超好熱古細菌 (*Pyrococcus horikoshii* OT3): Extremophiles (独): 極限微生物学《インパクトファクター: 2.291》
- ・嫌気性超好熱古細菌 (*Pyrococcus horikoshii* OT3): Journal of Biological Chemistry (米国): 生化学《インパクトファクター: 7.258》

一方、NITEホームページからのゲノム情報のデータ公開に関しては、新規に付加すべき機能やデータの質についてユーザー等に対するアンケート調査を実施し、ニーズの発掘を行った。調査結果を参考にし、ゲノム情報をよりユーザーが利用しやすい形で提供するための新たなデータベースシステムの開発を実施しており、これまでに第一次公開として、遺伝子及びタンパク質に関する情報及び検索機能を大幅に追加するというデータ量の向上及びゲノム全体の遺伝子の位置関係を自由な範囲で検索できる機能等の質の向上を行った。

なお、新たなデータベースシステム⁽¹¹⁾については、引き続き、さらなる改良に向けた取組みを実施する。

特許出願については、麹菌について国内外を併せ14件の共同出願を行い、放線菌について国内特許出願に続いてアメリカ、カナダ、韓国及び欧州に対し海外特許出願を行った。

(11): 新データベースシステム

これまで、NITEから公開しているゲノム情報データベース (Database of Genome Analyzed in NITE「DOGAN」) を改良して、平成14年12月より公開している。(通称、新DOGAN)

東北支所(宮城県仙台市)においては、前掲のブドウ球菌のゲノム解析を担当している。

また、昨年度までにゲノム解析のデータベースについてのバックアップシステムを構築したが、今年度はNITEが現在実施中のゲノム解析データについ

て、不測の事態に備えたバックアップについて検討した。その結果、日常業務で発生する解析データには、日々更新されるデータ量が膨大なため、東北支所におけるデータをバックアップするためのサーバー容量を大幅に増強しなければならないことから、費用対効果を勘案して新たにサーバー等を増設することをせず、定期的にMOなどの外部記録媒体に保存する回数を増やすことでデータのバックアップを行うこととした。

遺伝子解析ツールの開発業務

ゲノムサイズの大きな微生物における塩基配列確定作業において困難を極める編集結合作業（アセンブル⁽¹²⁾）の負荷を軽減するための解析ツール（Contig Viewer）をこれまでに試作し、13年度からゲノム解析に取り組んでいる麹菌に利用している。これにより、視覚的に麹菌のコンティグ⁽¹³⁾を確認することが可能となり、確定作業の進捗に寄与している。

なお、当該ツールについては併行して進めている他のゲノム解析菌においてもコンティグの内容確認及びミスアセンブル発見等のために有効利用されている。

また、平成13年度まで試作を行っていた遺伝子機能解析ツール（Gene Pick）は、今年度計画どおりの機能を有した遺伝子解析システムとして作成した。今後は、ゲノム解析における遺伝子領域の推定等に活用するとともに、NITEが作成したオリジナリティの高いフリーウェアソフトとして、研究に携わる研究者を対象に配布し研究成果の普及を図っていく方針。

（12）：アセンブル

ゲノム解析の際には、取り出したDNA（微生物の場合、数百万から数千万塩基対の長さがある。）を数千塩基対程度の長さの断片にして塩基配列を解読していく。これらの断片の塩基配列を解読した後、それぞれの断片のオーバーラップする部分を繋げてより長い断片に繋げる作業のこと。ミスアセンブルとは、何らかの原因で繋げ方に間違いが生じること。

（13）：コンティグ

アセンブルの結果できあがる、より長い断片のこと。

(2)化学物質管理分野

化学物質総合管理情報の整備提供

化学物質総合管理情報の整備提供関係業務において、今年度は関係機関の協力を得て、以下の業務を実施した。

ハザードデータベースについては、以下のとおり整備を行った。

財団法人化学物質評価研究機構等の協力を得て、以下のとおり業務を実施し、604件のデータをデータベースに入力し、ホームページ上で公開した。

・化学物質安全性評価シート：

化学物質審議会で審議された34件の安全性評価シートのデータを12月より入力・公開し、さらに、経済産業省によって作成された9件の有害性評価書についてもデータを入力し、公開した。

・経済産業省の判定結果が公表された既存化学物質の安全性点検結果：

113件のデータを入力し、公開した。

・内分泌かく乱試験結果：

内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質の選別・評価に用いるために開発している試験方法に基づき、平成13年度に財団法人化学物質評価研究機構が実施したin vitro 試験^{注1)}等(448件)の結果についてNITEが収集・整理した物理化学性状データ等の基礎的情報を試験結果と合わせて入力し、公開した。

既入力データの更新：

信頼性確保のためのマニュアルを作成し、名称やCAS番号等の情報延べ20万6千件のデータを点検した。

また、製造輸入実態調査の結果に基づく、製造輸入量100トン以上の物質及び法規制対象物質等について重複物質等や高分子化合物の低懸念物質の除外を行い、約4000物質のリストを作成した。また、産業界等の要請に応じ、化学物質の一覧表示による検索機能を追加する等、ユーザーにとって利用しやすいデータベースシステムへの改良を行った。

ホームページへのアクセス件数

平成14年5月～平成15年3月：2,305,208件 約10,000件/日(平均)

備考：13年度末にサーバを更新したことに伴い、ログ管理システムを変更し、画像ファイル等を集計から除外するなどアクセス数の集計方法を平成14年5月から変更している。

昨年と同様の集計方法の場合

平成14年度 3,080,897件(平成13年度 2,418,134件)

対前年比 約25%増

注1) in vitro 試験：生体内の環境を試験管内で模擬環境をつくり、そこに細胞等を入れて行う試験(例えば、微生物、培養細胞を用いた試験)システムの構築等

化学物質の各種基盤情報や評価手法等に係る情報の一元的な管理・運用リスク評価書等をデータベース化し公開するためのシステムの基本設計、公開システムの評価を行うためのテストサイトの開設等に関する作業を実施した。

また、消費生活センター等に対してニーズ調査を行い(21件、1月に調査終了)データベースのユーザーが必要な検索機能等の検討を行った。

構造活性相関手法による予測の検証

財団法人化学物質評価研究機構が開発した構造活性相関による化学物質の生分解性予測システムについて、新規化学物質約1500物質のデータを用いて、化学物質の分類分けを行い、易分解、難分解の検証を行った。

また、財団法人化学物質評価研究機構が開発した化学物質の生物への蓄積性予測システムに用いる予測式を作成するために必要なデータ(新規化学物質約1500物質の濃縮データ)の整理を行った。

化学物質の暴露評価等

P R T R^{注2)}対象物質のうち、61物質について、生産動向、用途、環境への排出経路及びその量、モニタリングデータ等の暴露情報に関する調査を実施した。これらのデータやP R T Rデータを用いて、31物質（化学物質審査規制法関連業務の指定化学物質12物質を含む）の暴露量マップを作成するとともに化学物質のリスク評価に不可欠な暴露評価を12物質について実施した。

また、リスク評価管理研究会の検討等をもとにして、個別物質毎の管理のあり方に関する指針について検討を行い、リスク評価・管理指針の骨子案を作成した。

化学物質に関するリスクコミュニケーション

大学（阪大、淑徳大）自治体（北九州市）産業界（鉄鋼連盟）に対して、リスクコミュニケーション情報について調査し、検討を行った。

リスクコミュニケーションに必要な略語集（362語）解説書及び用語集（100語）を作成した。15年度も引き続き必要な略語集及び用語集を作成予定である。

リスク評価管理研究会活動

次の委員会を開催し、リスク評価に必要な追加データの収集と管理の実態について調査を行い、中間取りまとめ案を作成した。

ノニルフェノールリスク評価管理研究会（平成13年度設置）4回開催

ビスフェノールAリスク評価管理研究会（平成14年度設置）5回開催

フタル酸エステル類リスク評価管理研究会（平成14年度設置）5回開催

注2）P R T R：Pollutant Release and Transfer Register

（化学物質排出把握届出制度）

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業者からの環境への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し国に届けるとともに、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計し公表する制度。

国内外の情報収集及び国際機関等の活動への参画

国際会議出席等

OECD既存化学物質タスクフォース（TF）会合（5月）、ITワークショップ事務局会合（6月）、化学製品政策（CPP）（9月）、OECD化学品合同会合（11月）等10回出席した。

また、OECDの活動に積極的に参画するため、平成15年3月15日から1年間の予定で、職員1名をOECDに派遣した。

電話会議

ITワークショップの電話会議に参加し、ハザードデータ共通様式、報告書記載様式等の国際整合性の確保に向けた検討に関する意見交換等を行った。

ハザードデータベースの広報活動

パンフレットの見直し

ハザードデータベースに関する分かり易いパンフレットについての要望が多いことから、簡易版パンフレットを作成し、PRTRに係る説明会及び化学物質管理センター成果報告会において企業に配布をした他、消費者センター475ヶ所等に配布した。

説明会、講演会等での広報活動

データベースの周知・広報活動については、化学物質管理分野における各種講演会や調査等を実施する際に併せて実施した。

自治体等から要望を受けた講演会

- ・PRTRに係る説明会（3回）

その他の講演会

- ・化学物質リスク削減ワークショップ(NEDO主催、NITE後援)
- ・化学物質管理セミナー（8回）(NEDO主催、NITE後援)
- ・化学物質管理センター成果報告会
- ・リスクコミュニケーション調査：消費者センター等21ヶ所

化学物質審査規制法関連

化学物質審査規制法が適正に実施される上で必要な新規化学物質の審査、優良試験所認定制度（GLP制度）におけるGLP^{注3）}適合試験施設の査察等に係る支援を今年度は次のとおり実施した。

データベースの維持・管理等

平成14年4月から平成15年3月までに化学物質審査規制法に基づき経済産業省に届出され、化学物質審議会にて審査された257物質のデータを新たに追加入力した。

当該データベースの「毒性既知見及び新規化学物質の届出に係る事前相談内容」等の入力システムの改良、「総合検索、届出情報」等の検索システムの改良を行った。

届出られた257物質の新規化学物質の審査支援のため、届出書に添付された環境中での分解性、蓄積性並びに人の健康影響に関する試験データ等を精査するとともに、当該データベース等を活用して審査に必要な各種調査等を行い、その結果を整理して新規化学物質の安全性に関する事前審査関連資料を作成し、経済産業省に提供を行った。

新規化学物質の蓄積性の評価に用いられている1-オクタノールと水の分配係数の適用基準の見直しのための検討資料^{注4）}を作成し、経済産業省に提供した。この結果を基に、経済産業省、厚生労働省及び環境省による「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」の一部改正等についての原案が作成され、平成14年12月2日に局長通達が行われた。

数理モデルプログラムによる環境濃度予測については、PRTRデータを利用して計算させるシステムの改良を行っているところであり、改良後に本システムを使用して指定化学物質である12物質について大気中における濃度予測計算を行った。

既存化学物質名簿のうち、医薬品等の化合物に分類されている9類の中か

ら優先的に実施すべき3類相当の有機炭素単環低分子化合物及び4類相当の有機炭素多環低分子化合物計600物質について名称及びCAS番号^{注5)}の付与を行い、3月にホームページ上で公表した。

経済産業省製造産業局長に対してGLP^{注3)}適合確認申請のあった試験施設7件に対し書面審査、現地査察及び報告書(案)の作成等の支援業務を行った。また、経済産業省、厚生労働省、農林水産省が行っている化学物質審査規制法、農薬取締法、薬事法等7つのGLP制度の確認申請手続きの簡素化に関する検討に参加し、資料の提供等を行った。この提供資料等を参考に各省共通の手続き案が作成された。

化学物質審査規制法に基づき第1種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない政令指定製品のうち、平成12年度に指定された物質及び平成13年度の試買結果から緊急性のある物質を対象として添加剤、潤滑油、スチレンブタジエンゴム、ゴム老化防止剤等の10品目について試買検査を実施し、報告書を作成し経済産業省に報告した。

また、平成15年度に規制対象に追加される予定の製品を含めて第1種特定化学物質(TBTO)が含有されている恐れのある輸入製品20品目について、上記試買検査に追加して試買検査を実施し、報告書を作成し経済産業省に報告した。

経済産業省が約16000の事業所を対象に実施した化学物質製造・輸入量実態調査に対する問い合わせへの対応、調査票の内容確認を行い、公表に向けての集計等の支援業務を行った。

注3) GLP

GLP (Good Laboratory Practice ; 優良試験所規範) は、化学物質の各種安全試験に対し信頼性を確保する手段として、OECDにおいて1981年に採択されたもので、化学物質審査規制法では、昭和59年3月に導入し、平成12年3月1日に改正を行ったところ。

注4): 化学的な裏付けデータである新規化学物質の1-オクタノールと水の分配係数データ(148物質)

注5) CAS 番号

CAS 登録番号ともいう。米国化学会の Chemical Abstracts Service が化学物質に対して付与している固有の番号。

(例)

物質名	CAS 番号
アリロトリル	107-13-1

国内外の情報収集および国際機関等の活動への参画

OECD/TGナショナルコординエータ会合(5月)、OECD/GLP関係会合(9月)に出席し、日本の現状を説明するとともに、欧米における運用の実態について情報を収集し、国内の運用について国際整合性を図るべく作業を行った。

OECD新規化学物質タスクフォース会合(4月、10月)及びその後行

われた電話会合（7月、12月、1月、3月）に参加し、多国間協力に関する作業、標準電子届出様式の作成等の情報交換など、国際整合性を図るための作業に参加した。

定量的構造活性相関（QSAR^{注6}）の受入れのための基準作り等について検討を行うための専門家グループ会合に関する運営グループの電話会合（1月）に参加し、3月末に開催予定の会合の議題案に対して、経済省等の意見を取りまとめて提出をし、会合に参加し各国との情報交換等を行った。

注6）QSAR（quantitative structure-activity relationship）：構造と様々な生物活性との関係を扱うものが、定量的構造活性相関という手法である。着目した生活活性（特定の薬効や毒性、臭いや味などの化学感覚活性）と、その活性に関与すると思われる複数の分子構造因子や物理的パラメータとの関係を統計学的に比較検討し、定量的な相関式を導き出すものである。

化学物質排出把握管理促進法関連

化学物質排出把握管理促進法が適正に施行される上で必要な化学物質の排出量等の収集及び公表等に関する支援業務について、次のとおり実施した。

なお、平成14年度は同法の施行後、第1回（平成13年度把握分）の届出であり、4月1日から7月1日までの届出期間中に、全国都道府県、政令指定都市等（以下「都道府県等」という）へ当初想定1万7千件を上回る34,830件の事業所から、書面、磁気ディスク、電子情報処理組織（オンライン）により延べ182,949物質が届出された。その後、都道府県等（47都道府県、10政令指定都市等、8省庁）より事業所管大臣に送付された届出書の処理を行った。

データベースの維持・管理等

化学物質排出量等の電子計算機への記録、公表等を適切に実施するために、電子計算機システムの運用、維持・管理を行った。

届出対象事業者から電子情報システムにより届出られた化学物質の排出量等の情報を処理するため、電子届出システムを運用し、経済産業大臣宛に届出られたデータについて、データの確認作業を行った。書面により経済産業大臣宛に届出られたデータについてはデータの確認及び電子化の作業を行った。

なお、業務依頼を受けた経済産業省以外の5省庁についてもデータの確認及び電子化の作業を行った。

主務大臣から経済産業大臣及び環境大臣に通知のあった届出データを確認し、ファイル記録用データとして整備した。なお、不備・不明な点がある場合は、経済産業大臣又は環境大臣を通じて主務大臣に確認を行い、必要に応じてデータを修正した。

ファイル記録システムを改良し、整備したファイル記録用データをこのシステムに登録した。また、その登録したデータについて開示用データを作成した。

集計システムの開発を完了し、ファイル記録システムから出力されたデー

タを用い、指定された集計方法に従って届出データの集計を行い、裾切り推計及び環境省が実施した非点源推計結果を併せて公表用データを作成した。

都道府県の作業環境向上のため、電子届出システムにより届出られたデータを取り込み可能とする等の企業台帳管理システムの改良と電子届出システムにおいて、事業者がインターネットを利用して届出等を行う環境を整備し、併せて変更届出機能の改良を行った。

また、15年度より実施予定のインターネットによる送信（届出）対応のための届出書ファイル作成支援プログラムを改良した。

事業者が排出量算出を行うために必要な情報として活用されるMSDS^{注7)}の実態を把握するため、MSDSを作成する機会が多いと思われる「化学工業」及びMSDSの流通過程における提供に関する実態を把握するため「卸売業」の2業種の2,000事業所に対してアンケート調査を行った。また、15年度には実施予定の残りの41業種と併せて解析し、公表する予定である。

注7): MSDS

化学物質等の性状及び取扱いに関する情報

化学物質排出把握管理促進法に関する種々の問い合わせに対応しており、排出量算出方法等についての事業者等からの照会、及び電子情報処理組織等のシステムに関する照会は1,416件であった。

化学物質排出把握管理促進法の普及啓発のため、自治体等が開催する説明会への講師の派遣等を29回行うとともに、インターネットによる関連情報提供等を行った。

また、インターネットでの情報提供に関し、随時ホームページのコンテンツを改善を行っている。月平均約17,000件のアクセスがある。

国内外の情報収集及び国際機関等の活動への参画

OECD/PRTTR排出量算出技術タスクフォースには第1回から参加しており、平成14年度も6月に開催されたOECD/PRTTR排出量算出技術タスクフォース及び3月に開催されたPRTTRタスクフォースに参加し、各国の排出量算出方法等との国際整合性を図るため、海外の関係機関との情報交換のための環境整備に努めた。

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関連

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律を的確に実施していくために必要な業務として、今年度は以下のように実施した。

同法30条第5項に基づく国際機関による検査等の立会い業務については、同条第6項に基づく経済産業大臣の指示に従って4事業所において的確に実施し、定められた期限内^{注8)}に速やかに経済産業大臣に報告を行った（この検査においてはオンサイト分析は実施されなかった。）

また、平成14年度からは、従来、経済産業省が担当していた立会団長等の業務を機構が担当することとなり、査察において分担する業務が変更になったことから、査察におけるそれぞれの分担業務を明確にし、査察全体の流れを明

確にさせるために、経済産業省と協力して「化学兵器禁止条約産業査察受入マニュアル」を作成し、経済産業省と機構の担当者に配布をした。国際機関における財政問題の改善により国際機関による検査等の増加が予想されたために、立会い業務に的確に対応出来るように体制整備を図った。

注 8) : 経済産業大臣の指示書に、各検査等立会いの終了後 10 日以内に報告する旨定められている。(報告は全て 10 日以内に行った。)

同法 33 条第 4 項に基づく許可者への立入検査等については、同条第 5 項に基づく経済産業大臣の指示に従い 56 件 ; 12 製造者 (内 1 製造者は 2 件の許可を取得) 36 使用者 (内 3 使用者は、2 件の許可を取得) 4 廃棄義務者について立入検査を実施し、定められた期限内^{注 9)}に速やかに経済産業大臣に報告を行った。

なお、今年度は、12 月入ってから既に立入検査を終了していた 4 使用者より廃棄届けが出されたため、4 件については再度立入検査を行った。

注 9) : 経済産業大臣の指示書に、各検査等立会いの終了後 10 日以内に報告する旨定められている。(報告は全て 10 日以内に行った。)

上記の立会い業務及び立入検査等業務を的確に実施するため、以下の措置を講じた。

同法に規定された特定物質、指定物質及びこれらの関連物質の分析能力の維持・向上を図るため、8 月に第 1 種指定物質製造事業所の協力を得て、当該事業所内に分析機器を搬入し、当該事業所内において採取した試料を用いた模擬分析を実施するとともに、化学兵器関連物質の分析経験のある財団法人化学物質評価研究機構の協力を得て、合同で同一試料を用いた分析実験を実施した。模擬分析と合同実験から得られた結果について、12 月に経済産業省、化学物質評価研究機構と合同で検討を実施し、問題点・改善点を抽出し、分析能力の向上に努めた。

国際検査対象事業所に対する実態調査については、経済産業大臣の指示に従い 9 事業者についての的確に実施し、速やかに経済産業大臣に報告を行った。

OPCW における分析方法、査察に必要な装備等に関する会合参加については、1 月に参加し、分析方法・装備等の情報収集 (OPCW における分析機器の更新計画、各国における検査の実施状況等の情報) を行った。また、OPCW 等が実施する分析研修については、2 月に参加し、最新の分析方法等を修得した。

(3) 適合性評価分野

工業標準化法及び計量法に基づく事業者認定

工業標準化法に基づく試験事業者の認定関係業務 (JNLA) 及び計量法に基づく校正事業者の認定関係業務 (JCSS) について、次のとおり実施した。

事業者の認定等

JNLA

申請受付け : 6 件

評定委員会開催：6回 10件

認定件数：10件（うち平成14年度申請分5件、平成13年度申請分5件）

60日を超える評定委員会での審議待ち：なし

最大60日、最小4日、平均25日

共通分野に係る不確かさのガイダンス文書については、ガイダンス文書の一つである「JNL Aの試験における測定の不確かさの適用に関する暫定方針」を改訂・公表するとともに不確かさのカテゴリー分類に係る情報収集を進めた。

また、各分野ごとの不確かさのガイド文書については、その内容について見直しを行った。認定区分一覧については、JIS規格の改正等に伴い金属材料分野、繊維製品分野、建築材料分野、化学品分野、生活用品分野及び電気製品分野の6分野について文書の改正を実施し、公表した。

また、技術的適用文書については、生活用品分野、放射線関係用品分野、化学品分野、繊維製品分野及び給水関連器具分野の5分野について文書の改正を実施し、公表した。

さらに、生活用品（抗菌加工製品）分野における技術情報を新たに制定し、公表した。

また、経済産業省から「認定試験事業者等への技術情報提供に係る調査研究」に関する委託業務を受け、不確かさに関するカテゴリー分類の検討並びに電気試験に関する技能試験サンプルの開発及び建築・抗菌分野の不確かさに関する調査を行い、経済産業省に報告を行った。

認定制度に係る説明会をJCSS、MLAPと共同で1回開催した。

JCSS

申請受付け：50件

評定委員会開催：7回 46件

認定件数：46件（うち平成14年度申請分23件、平成13年度申請分23件）

60日を超える評定委員会での審議待ち：なし

最大58日、最小2日、平均29日

不確かさの見積もりに関するガイド文書については、力計、一軸試験機に関するガイド文書を制定し、ホームページで公表した。

「電気等」の測定機器毎の不確かさガイダンス文書については、既に作成・公表済みのガイド文書で対応することが可能であるため新たに作成していない。

また、「長さ」については既に総論のガイドが存在するため「リングゲージ」に絞ってガイド作成を検討していたが、産業界、独立行政法人産業技術総合研究所からの作成希望がなかったため、作成しなかった。

「硬さ」の測定機器毎の不確かさ見積もりに関するガイドについては、独立行政法人産業技術総合研究所との連携が不可欠であるが、同研究所との連

絡・確認の不十分等に起因し、平成14年度内に作成することができなかった。今後、同研究所との連携・確認体制を改善する等工夫し、再発防止を図る所存。

認定制度に係る説明会をJNLA、MLAPと共同で1回開催した。

審査員の増強等

JNLA、JCSS及びMLAPの各プログラム共同で審査員の増強を図るため試験所・校正機関認定審査員研修を2回実施し、JNLAでは13名、JCSSでは9名を新たに審査員登録した。

また、審査員連絡会を2回実施し、最新情報を周知した。

JNLAでは、前記の研修・連絡会とは別に認定区分の見直しに伴い電気試験技術についてJNLA審査員技術研修を実施した。

JCSSでは、前記の研修・連絡会とは別に(独)産総技術総合研究所での長期研修修了者に対してのフォローアップ研修として「温度」、「長さ」、「質量」の研修、下位校正技術研修として「長さ」及び「はかり」についての研修を実施した。

立入検査・技能試験等

法律に基づく立入検査については、JNLAでは実績はないが、JCSSでは4件実施した。

ILAC及びAPLACの相互承認を維持するため、相互承認を希望するすべての認定事業者についてのJIS Q 17025を用いた再評価は、JNLAでは28事業者に対して、JCSSでは12事業者に対して行い、計画どおりすべて終了した。

また、認定事業者の能力確認のための技能試験については、JNLAでは7分野7プログラムを実施した。JCSSでは上位階層1プログラム、下位階層2プログラムについて持ち回り方法による技能試験を実施したが、別に21件の測定監査による技能試験を実施した。

JNLA技能試験には国内の事業者170事業者、海外の試験事業者57事業者を、技能試験に参加させた。

これまで具体的な協力要請を受けていないが、平成14年12月に開催された日韓定期協議の場でIAJapanが実施している技能試験について、情報を提供した。

なお、法律に基づく業務以外に認定事業者に対してサーベイランスをJNLAでは53事業者に、JCSSでは46事業者について実施した。

国際機関への人的貢献

ILAC総会(ドイツ:9月)及びAPLAC総会(カナダ:11月)に参加するとともに、次により国際機関への人的貢献を行った。

ILAC

ILACには協定管理委員会、協定政策委員会、技術的認定問題委員会及び広報委員会に委員として参画した。

・ILACの基本方針(メンバー、組織、意志決定、役員等の選任等に関する

規定)のうちILAC定款の見直しについて提案を行い、意志決定のための投票ルールの明確化が図られた。

- ILAC/MRAシンボルの使用規則について、認定された試験所にとって不都合な規則にならないように修正提案を行い、引き続き検討することとなった。
- ISO/FDIS 15189(臨床検査機関における品質管理)を試験所認定の要求事項として使用することについて、同規格案が規格化の後に使用できるように提案を行い決定された。
- 不適合のグレード付けに関するガイダンス文書制定のための認定機関向けアンケート(事例作成)原案作成グループとしてアンケート原案を作成した。

さらに、越境認定に関するガイダンス文書原案作成メンバーとして、越境認定に関するガイダンス文書の内容と問題点についてILAC総会会期中のセッション3(Seccion3 Accreditation in developing countries: 9月24日)の中でCross-frontier accreditation:why and howとしてプレゼンテーションを行った。

APLAC

APLACには理事会に理事として、技術委員会、技能試験委員会、教育訓練委員会、広報委員会及び選挙管理委員会に委員として参画した。

- APLACの相互承認に関する規程文書の草案作成メンバーとして、メンバー資格の継続に関して訴訟が起きた場合の文書の必要性を主張、法廷外訴訟手続き文書の草案を作成し、同文書は平成14年12月にPROCEDURE FOR APPEALS AND ALTERNATIVE DISPUTE RESOLUTION PROCESS-APLAC SEC044として制定された。
- APLACメンバー及び相互承認協定加盟メンバーとしての行動規程の検討を行い、規程文書の改訂の必要性について具体的な対案を提示し、APLAC事務局とともに今後改訂に向け検討を行うこととなった。

さらに、APLACの相互承認加盟及び維持のための手続き文書の改定についての作業グループの主査をIAJapanが行っている。

- APLACの代表としてアジア太平洋計量委員会(APMP)に出席した。

APLAC MRA評価員の派遣

平成14年度はAPLACより評価員派遣の要請を受けていないが、評価員養成のため平成15年3月にNATA(オーストラリア)MRA評価チームに職員がオブザーバー参加した。現在APLACには19名の評価員を登録している。

認定機関連絡会

認定機関連絡会を3回開催し、認定制度普及のための広報、技能試験の相互利用、審査員等への教育訓練の共催等について意見交換を行い、相互支援を図った。

これらの業務実施等により、申請者の利便性向上、認定処理の迅速化、審査

員等の増強、国際貢献を果たすとともに、中期計画である平成14年度末までに、相互承認を希望するすべての認定事業者に対して JIS Q 17025 を用いて再評価を終了することができた。

ダイオキシン類等極微量分析証明事業者等認定

平成13年度に構築した認定システムの導入により平成14年4月1日より認定業務を開始した。

M L A P 認定システムにより、平成14年4月1日から特定計量証明事業者の認定業務を開始したが、平成14年度は121件の認定申請を受け付け、評定委員会を13回開催し、88件の認定を行った。

申請事業者の申請を容易にするため、審査基準の運用解釈、品質マニュアル作成の手引き、事業者向けの事前確認チェックリストと認定申請の手引き文書の見直しを行い、認定申請の手引きについては改訂を行い、ホームページで公表した。

また、公定法^注を一部変更した試験方法により認定を受けようとする場合に必要な妥当性確認試験方法についてのガイドラインを作成し公表を行うために、ホームページの更新を4回を行い申請者の利便性向上を図った。

さらに、認定制度を周知するため、日本環境測定分析協会の総会及び計量管理者講習会で M L A P 認定制度に係る説明を行った。

注：公定法には JIS K0311（排ガス中のダイオキシン類及びコプラ-PCB の測定方法）、K0312（工業用水・工場排水中のダイオキシン類及びコプラ-PCB の測定方法）等がある。

審査員の増強を図るため、J N L A、J C S S 等と共同で試験所・校正機関認定審査員研修を2回開催し、24名を新たに審査員として登録した。

また、今までの審査で明らかになった審査方法の問題点、基準の解釈の問答、審査の不適合事項等についての事例をまとめ、審査員等に周知を図り審査パールの平準化を行うとともに、技術アドバイザー等への認定基準に係る研修を2回開催した。

さらに、登録審査員等の能力の維持・強化を図るための教育訓練の一環として、J N L A、J C S S 等と共同で審査員連絡会を2回、認定技術セミナーを1回開催した。

立入検査・技能試験等

経済産業大臣より23認定事業者への計量法に基づく立入検査の指示があり（平成15年1月28日付け）、すべて終了し、その結果を経済産業大臣に報告した。

M L A P では平成15年度の技能試験実施を予定しており、そのために（独）産業技術総合研究所、知的基盤課及び NITE での協議を行っている。

また、（独）産業技術総合研究所とは機会あるごとに、技能試験手順書、指示書等の文書作成のための協議を行っている。

認定特定計量証明事業者の品質システムの状況を確認するための調査は、3年の認定期中に1回実施のため、平成14年度には実施していない。

標準物質関係業務

計量標準基盤の整備、国際関係業務、情報提供について、それぞれ次のとおり実施した。

計量標準基盤の整備

標準物質を調製するための基準物質 64 物質(無機 39 物質、有機 25 物質)を適切に保管するとともに、有機 25 物質について、長期保存安定性確認を行い、25 物質のすべてについて計画どおりに終了した。

また、有機 9 物質について、新たに今年度初期値の測定を行ない、機構が保有している基準物質は、73 物質(無機 39 物質、有機 34 物質)となった。

平成 14 年度は、計量法 135 条第 2 項に基づく経済産業大臣の公示により、機構が校正機関とされた標準物質はない。

情報提供業務

標準物質総合情報システム(RMinfo)の適切な運用及び国際標準物質データベース(COMAR)への国内標準物質登録の審議等のために、標準物質に関する有識者で構成される標準物質情報関係委員会を 3 回開催し、RMinfo の国内標準物質データベースの更新内容を審議したほか、事務局である機構から RMinfo の利用状況の報告、新 COMAR についての説明を行った。

アクセス件数は、月平均 1,660 件と昨年と比較し増加した。

一方、英語版のアクセス数は月平均 140 件であり平成 13 年度と同程度であった。

また、平成 14 年度は相談窓口への問い合わせが 49 件あり、回答を行っている。

注：COMAR は、国内では RMinfo のサーバに取り込んだものをデータ検索して利用されている。

国際関係業務

COMAR については、機構が国内事務局(ナショナルコーディネイティングセンター)として COMAR 中央事務局あてに国内標準物質の登録及びデータの更新を行ってきた。平成 14 年度は COMAR 総会開催(5 月)以後に COMAR 情報のインターネット化のための新 COMAR デモファイル・作業マニュアル等が入手できたところから新 COMAR の公開に向けて中央事務局と連携して、データベースの試運転と改善に協力するとともに、日本の登録標準物質の内容確認及び更新を行った。

製品安全 4 法等法律で規定された適合性評価機関の認定関係業務

製品安全 4 法等に係る認定関係業務に関する平成 14 年度の実績は次のとおりである。

製品安全 4 法等に基づく認定調査関係等

平成 14 年度は、経済産業大臣からの依頼は受けていない。

なお、経済産業省から「海外適合性評価機関等実態調査事業」に関する委託業務を受け、タイ及び韓国の適合性評価機関の実態調査及び電気試験に関する

技能試験を海外を含む試験所に対し実施し、経済産業省に報告を行った。

工業標準化法（JNLA を除く。）等に基づく立入検査関係業務

工業標準化法（JNLA を除く。）に基づく立入検査関係業務については、経済産業大臣より指示があった163工場のうち生産休止届を提出しているもの等の18工場を除いた145工場について立入検査を実施し、その結果をすべて3週間以内に経済産業大臣に報告した。

また、工業標準化法（JNLA を除く。）に基づく指定（承認）認定機関及び指定（承認）検査機関に対する立入検査は、経済産業大臣より指定認定機関について6機関、承認認定機関1機関について立入検査実施の指示があり、指定認定機関6機関、承認認定機関1機関について立入検査を終了し結果を14日以内に報告している。

計量法（JCSS を除く。）に基づく立入検査関係業務については、経済産業大臣より指示があった12事業者に対して立入検査を実施し、その結果を14日以内に報告した。

なお、製品安全4法に基づく認定（承認）検査機関等に対する立入検査、家庭用品品質表示法に基づく立入検査については、平成14年度は経済産業大臣より立入検査実施の指示を受けていない。

国際提携関係業務

オーストラリア政府との口上書に基づき、生産設備適合検査（COP）10件、試験施設検査（TFI）13件を実施し、その結果をオーストラリア政府から指示されている6週間以内にすべて報告済みである。

(4)人間生活・福祉分野

人間特性計測関係業務

人間特性計測関係業務について今年度は次のとおり実施した。

基本動態計測手法については、外部有識者の意見を踏まえ、次のテーマの開発に着手した。

- ・前腕の回旋運動に係る関節可動域及び硬さ特性計測手法の開発
- ・上肢到達域計測手法の開発

なお、この2テーマについては、平成15年度に開発を終了する予定。

基本動態特性及び基本身体寸法の計測

平成14年度

	計画	実施
東京	50人	51人
大阪	150人	153人
名古屋	100人	121人
金沢	100人	100人
合計	400人	425人
平成13年度収集人数	: 513人	
累計収集人数	: 938人	

青壮年（20～64才）：459人

高齢者（65才以上）：479人

なお、平成14年度に収集したデータは、今後、平成13年度に構築したデータベースに追加し公開する予定。

福祉用具関係業務

福祉用具評価手法の開発状況は、次のとおり。

平成13年度：7テーマ開発終了

平成14年度：1テーマ開発終了

合計：8テーマ開発終了（中期目標15テーマ）

開発実施中のテーマ：7テーマ

具体的には、以下のとおりである。

平成14年度開発終了テーマ

床ずれ予防用品の体圧分散性能評価

被験者実験データと相関性のある押し圧による評価手法を開発。

日本健康福祉用具工業会とともに検討し、標準情報（TR）案を作成。

平成13年度開発に着手し実施中のテーマ

立ち上がり補助いすの工学的安全性評価

JIS S 1203、JIS S 1204を参考にした工学的評価試験を実施しデータを取得した。

また、立ち上がり補助機能について繰り返し耐久試験装置を開発した。

今後、これらの試験結果を基に評価手法を開発する予定。

立ち上がり補助いすの立ち上がり易さ評価

立ち上がり易さ評価のための被験者実験方法を策定し、被験者実験を開始した。

今後、さらに障害をもった被験者によるデータを取得しこれらの実験結果を基に立ち上がり易さの評価手法を開発する予定。

段差解消スロープの工学的安全性評価

耐荷重試験、耐久性試験、滑りやすさ試験、固定性能試験を実施しデータを取得した。今後、これらの試験結果を基に有限要素法による検証を加え、評価手法を開発する予定。

報知光の視認性評価

視認性評価のための被験者実験を実施しデータを取得した。

今後、被験者実験結果を基にどういう光が視認性が高いかの評価指標を作成する予定。

福祉用具・共用品評価検討委員会の意見を踏まえて開発に着手し、実施中のテーマ

リフトの速度評価方法の開発

レール走行式リフトについて、その適正速度に関し使用者、製造業者等に対し調査を実施し、当結果を踏まえ試験評価設備を設計・製作した。

今後、レール走行式リフトの速度評価に加え、ISO規格の問題点の調査

を実施し、ISOの基準改正案の検証（機械的安全性評価）を実施する。

家庭用階段昇降機の工学的安全性評価手法の開発

安全性評価に関し、使用者、製造業者等に対しISO規格、建築基準法の問題点の調査を実施し、当結果を踏まえ評価試験設備を設計・製作した。

今後、強度・耐久性等の試験データを収集し、評価手法を策定する。

なお、「繊維製失禁用下着のJIS化調査」については、使用者等から使用実態調査を実施し、委員会において検討した結果、業界において自主的な基準策定を期待することとなり、評価手法の開発に着手しないこととなった。

ISO/TC173（リハビリテーション機器システム）/WG1（歩行補助機器）の要望を受け開発に着手し、実施中のテーマ

つえ先ゴムの摩擦抵抗試験方法の開発

NITEでエルボークラッチのつえ先ゴムを用い、ガラス面との摩擦抵抗測定の予備実験を実施し、試験概要と試験結果をWGに送付した。

今後、さらにエルボークラッチ以外のつえ先ゴムを用い試験方法の検証のためのデータを取得し、試験方法をISO/TC173/WG1に提案する予定。

製品安全関係業務

製品安全関係業務として今年度は次のとおり実施した。

事故情報収集状況

総受付件数（事故以外の原因のものを含む）

	2,132 件
うち、財団法人製品安全協会	1,094 件
製造事業者等	626 件
消費生活センター・自治体	223 件
本省等相談室	50 件
消費者等	26 件
機構	113 件

注：事故情報の収集件数は、調査の結果、放火等の製品事故ではない情報（258件）を総受付件数から除いた件数（1874件、平成15年3月末現在）となる。

参考

・受付けた事故情報のすべてについて、通知者又は消防、警察等に対して事故状況の調査を行うとともに、製造事業者等が判明したすべての案件については製造事業者等に事故報告書の提出を要請した。

調査においては、47件について事故現場の確認を行い、156件について事故品の確認調査を行った。

・事故情報の迅速な収集及び円滑な調査を実施するため、消費生活センター、消防及び警察等に対して164機関訪問し、迅速な収集及び円滑な調査を実施するため、事故情報収集制度に対する理解と協力を要請した。

収集した事故情報のうち、事故の再発・未然防止の観点から4件（自転車、ガス衣類乾燥機、レーザー脱毛器、EMSベルト）の事故原因究明テストを実

施中である。

なお、平成13年度から継続していた事故原因究明テスト2件（「ほっとく鍋」、「圧力なべ」）は経済産業省に報告した。

また、原因究明の精度向上を図るため、次のテーマについて、原因究明手法をとりまとめた。

- ・脚立の破損事故原因究明に係る有限要素法による構造解析手法の開発
参考

平成13年度の原因究明手法「DAS法による一・二次痕識別手法」の開発に際し、個別事故（洗濯機の出火）の技術解析結果を事業者に提供し、製造事業者は平成14年4月に事故の再発防止措置（社告・回収）を行った。

収集・調査した事故情報に対して、外部有識者、専門技術者等からなる事故動向等解析専門委員会を4回、電気技術、機械技術、化学・生体障害技術及び製品誤使用技術解析ワーキングを各4回開催し事故原因の技術解析を行った。

情報提供

事故動向等解析専門委員会において審議した結果を参考に、技術解析・動向解析結果を取りまとめ、インターネットにより公表するとともに、冊子として関係機関に配布した

- ・年度報告書：平成13年度版

<平成13年度事故情報収集制度報告書>

配付数 2,000部（対前年度より500部増）

配布先 消費生活センター、消費者団体、行政機関、消防・警察、原因究明機関等

- ・四半期報：平成14年第2四半期まで

事故の再発・未然防止のため緊急を要する案件については、「ジェット噴流機能付き24時間風呂に関する事故について（注意喚起）」、「EMSベルトを使用するにあたって（注意喚起）」、「ベビーベッド（乳幼児用ベッド）使用にあたっての注意喚起について」等の「特記ニュース」9件を消費生活センター、消費者団体、行政機関、関係団体等へ配布するとともにインターネットにより公表し、消費者等への注意喚起を行った。

参考

ジェット噴流機能付き24時間風呂に係る死亡事故の発生を受け、当該事故情報の収集・調査を行い、緊急に事故解析評価試験データを取りまとめ、平成15年3月25日の消費経済審議会製品安全部会に提供した。

その結果、「動力式浴槽用温水循環装置（最大循環流量が10ℓ/分未満のものを除く）」が消費生活用製品安全法の特定製品及び特別特定製品に指定することが適当との答申が同日になされた。今後、政令改正を経て、製造事業者等に対し第三者検査機関による技術基準への適合性検査が義務付けられる見込み。

市場モニタリングテスト等

市場モニタリングテスト 14品目

取引試買テスト	7 品目
製品安全テスト	2 件
消費生活センターテスト支援	4 テーマ
品質調査テスト	1 品目
1 3 年度計画より継続の試買テスト	
2 4 品目 終了	
1 品目 実施中 (ジェット噴流バス)	

製造事業者等への立入検査は、経済産業大臣から製品安全 4 法について、1 1 2 件の実施指示があり、計画どおり 1 1 2 件について実施し、1 0 1 件については経済産業大臣に報告した。残り 1 1 件については平成 1 5 年 4 月中に報告を完了する予定。

現在まで経済産業大臣からの適合性検査の指示はなく、実績はない。

なお、大臣の指示があった場合、当該検査を的確に実施できるよう市場モニタリングテストや製品安全 4 法立入検査の業務を通じ既存技術の維持に努めている。

化粧品原料等品質証明確認制度の実施 (本業務は中期計画に定められていない行政サービス業務)

中国向けの化粧品原料等が B S E (狂牛病) に汚染された成分が含まれている可能性があるとの懸念から、中国政府によって輸出が差し止められている状況をふまえ、9 月上旬に我が国 (経済産業省等) や産業界から N I T E に対して当該中国向け輸出品が国の基準に照らして問題がない旨の証明確認を緊急に行ってほしい旨強い要請があった。本要請に基づき、約 1 ヶ月の短期間で N I T E 内部に N I T E 職員と化粧品の専門家から構成される部署を設置し、関係規程の制定、事業者への説明会の開催、関係情報を N I T E のホームページ上で公開した。

化粧品原料については 1 0 月上旬から、化粧品 (薬事法の医薬品を除く) 1 2 月中旬から、化粧品のうち薬事法の医薬品については平成 1 5 年 3 月下旬から受付を開始し、順次、申請のあった事業者に対して証明確認を実施した。(本業務の実施に当たり、専門的に高度な業務を早急に立ち上げることが要求され、規程の整備、事業者へのアナウンスなど、業務着手当初は相当に苦労したが、独法の強みを生かし、機動的に対処することができ、難なく業務を実施することができた。)

平成 1 4 年度の実績

品質証明確認申請 :	8 8 件
品質証明確認書交付 :	7 7 枚
・化粧品原料 :	1 4 5 原料
・化粧品 :	1 1 3 原料

鉱山保安法に基づく検定関係業務

鉱山で使用する機械、器具等坑内用品に係る検定を鉱山坑内用品検定規則に従い、検定の申請が行われたものについて、5 4 7 件の検定を実施した。

なお、検定件数の大幅減は大手 2 鉱山の閉山によるものである。

講習関係業務

電気工事士法に基づく講習関係業務

前指定講習機関（公益法人）に替わって、平成 14 年度から業務を引き継ぎ、ほぼ計画どおりに講習会を開催した。

定期講習会実施案内を機構のHPに掲載し、7 回更新を行い逐次情報を提供した。

当初の想定を超えた受講対象者等からの問い合わせがあったため、名簿DBに即時的にアクセスする必要性が生じ、情報システムを改善した。

新テキストを使用すること及び当初の想定を超えて新規講師が多数となったことから、12 月までに全国 10 箇所講師 940 名を集め、テキスト等の説明会を開催し、講義内容の周知徹底と水準維持を図った。

全国で 178 回の講習計画を立て、年度当初見込みを上回る受講申し込みがあったため、講習会を 1 回追加開催した。平成 14 年度全体で 20,137 名が受講した。

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務

前指定講習機関（公益法人）に替わって、平成 14 年度から業務を引き継ぎ、ほぼ計画どおりに講習会を開催した。

資格講習、認定講習及び再講習の各講習会実施案内を機構のHPに掲載し、9 回更新を行い逐次情報を提供した。

当初の想定を超えた受講対象者等からの問い合わせがあったため、名簿DBに即時的にアクセスする必要性が生じ、情報システムを改善した。

12 月に、ガス消費機器へのガス供給管の工事監督者（業界自主制度）のうち最近の資格取得者 14,126 名に、ガス消費機器設置工事監督者の法的資格制度（資格講習）について、パンフレットと講習案内を送付し、特定ガス消費機器の設置工事における資格の必要性について広報した。

当初計画した資格講習、認定講習及び再講習について全国 155 回の講習会を計画どおり 3 月上旬までに開催した。

また、再講習については、未受講者が当初見込みを上まわったため、期限内に受講しないと監督資格を失効する旨を未受講者に再通知するとともに、3 月中旬までに全国で 9 回再講習を追加開催した。

以上、年度合計 164 回の講習会を開催し、14,826 名が受講した。

(5) その他

標準化関係業務

標準化に向け、次の調査研究を実施した。

高分子材料の破壊挙動判別手法の標準化

3 年計画の 2 年目。平成 14 年度は、耐傷性試験及び薄肉材料の破壊じん性試験のデータを取得し、2 試験方法の ISO 規格原案を作成した。

今後、TC61 の国内対策委員会を通じ、ISO/TC61/SC2 事務局に正式に当該

試験方法の規格原案を NW I *1 として提出する予定。

*1：new work item の略、新業務項目

繊維製品中の染料によるアレルギー性接触皮膚炎の原因物質分析方法の標準化

3年計画の2年目。平成13年度に引き続き分散染料*2について赤外吸収スペクトル及び質量スペクトルデータを収集した。加えて繊維製品からナフトール染料*3を分析する方法を開発した。

また、これら個々の染料の分析方法は、JIS及びISO規格原案としてとりまとめ提出する予定である。

*2：主にアセテート、ポリエステル染色に用いられる。

*3：主に綿繊維の染色に用いられる。

電波吸収材料の電波吸収特性の試験評価方法の標準化

3年計画の2年目。平成13年度に電波暗室内に導入したホーンアンテナ*4方式の電波吸収特性測定装置を用いて、電波吸収材料の標準的な測定評価技術であるバスタティック測定*5、モノスタティック測定*6、TE偏波*7、TM偏波*8特性の評価方法の調査を行い、データを取得した。

今年度取得したデータ等を取りまとめ技術委員会に報告するとともに委託元へ年度報告書を提出した。

*4：漏斗状に導波管の末端の断面積を広げた指向性が高いアンテナで1～数十GHzに対応

*5：入射方向と反射方向とが異なる場合

*6：入射方向と反射方向とが同一の場合

*7：入射波の磁界の偏波面が入射面に垂直の電磁波

*8：入射波の電界の偏波面が入射面に垂直の電磁波

金属系材料の腐食・疲労試験法の標準化

3年計画の2年目。平成13年度に引き続き、腐食・疲労に対するねじり応力の影響について股関節の内旋モーメントの値を整理し、材料のせん断応力値を考慮し、最大せん断応力の1/10でのデータを取得するとともに、破面観察及び亀裂進展状態を観察した。また、貪食細胞系を用いた金属イオンの影響については、各種疑似体液中のNi-Ti合金の溶出金属量のデータを取得した。

高周波領域の基準聴覚特性の標準化

3年計画の2年目。平成13年度に引き続きパソコン、自動ドア、エレベータ等の施設・設備から発生している高周波騒音の収集を終了した。

また、高周波騒音の被験者実験のための計測手法を開発し、延べ104名の被験者について高周波騒音に対する最小可聴域の測定をヘッドフォン法、スピーカー法のそれぞれについて行った。

なお、平成13年度の成果として、TR案「パーソナルコンピュータのリアPCMオーディオ信号入出力性能特性の測定方法」を作成し、経済産業大臣に提案を行った。

有効視野と視認性評価方法の標準化

3年計画の1年目。今年度は、基本構成装置による20名の被験者予備実験を実施し、基礎データを取得した。

また、基本となる有効視野測定方法の検討及び静的視野計測装置の開発・製作し、10名の基礎視力データを取得した。

生体親和性インプラント材料のテクノロジーアセスメント技術の開発

5年計画の1年目。整形外科系インプラントの生体内を模擬した条件下で寿命などの性能評価を行うための設備を購入し、各種インプラントに適した治具を開発した。

また、インプラントの性能評価試験条件を決定するために JIS、ISO 及び ASTM^{*9} の 25 規格についてその試験条件を比較・分類した。さらに、FDA^{*10} データベースなどから 50 件のインプラントの不具合事例をもとに、インプラントの形状及び材質と、破損個所及び破損時期との相関を調査した。

血管系インプラントに関しては、その使用材料の疑似体液に溶出するモノマー、金属イオン等の微量分析技術について調査を行った。

整形外科系インプラント及び血管系インプラントの製造事業者、医師、学識経験者等で構成した「技術開発委員会」を2回開催し、これらの調査結果について検討を行った。

*9：American Society For Testing and Materials の略、米国材料試験協会

*10：Food and Drug Administration の略、米食品医薬品局

ホルムアルデヒド等測定方法の調査及び検討

ホルムアルデヒドの測定法の JIS 規格原案審議に反映することを目的に、現在国内で市販・使用されている ISO 例示サンプラー及びタイプの異なる各種サンプラーの性能について比較・検証し、各方法間の同等性を調査した。

また、学識経験者による技術委員会を設置し、各方法間の精度比較、影響を与える環境条件を検討した。

調査及び検討結果は、サンプラーの性能に係る JIS 解説案としてとりまとめ、JIS 原案作成委員会（事務局：建材試験センター）に提出した。

でんぷんのり中のホルムアルデヒド放出量調査

建築基準法の改正審議に伴い、経済産業省から緊急要請を受け、JIS 規格の見直しのため、市場品質の実態調査を実施し、調査結果を報告した。昨年度までの成果をもとに、次の JIS 案・TR 案を作成、提案した。

昨年度までに実施した産総研との共同研究により得られた試験評価方法等の成果を基に、共同作成した3件の JIS 案を、JIS 原案作成委員会（視覚2件、聴覚1件：産総研が事務局）に提出した。とりまとめられた JIS 原案は4月に産総研と共同で経済産業省に提案する予定。また、13～15年度事業「高周波領域の基準聴覚特性の標準化」の中間成果として TR 案を1件共同作成し、9月に産総研と共同提案した。

製品評価技術センター時代に JIS の原案作成を行った「家庭用浄水器試

験方法」について、財団法人日本規格協会から J I S 改正原案作成を受託した。逆浸透膜式の浄水器に関するデータを取得し、機構が運営する J I S 改正原案作成委員会において審議の上 J I S 改正原案「家庭用浄水器試験方法」をとりまとめ、財団法人日本規格協会に提出した。

製品評価技術センター時代に T R 提案をした「遠赤外線ヒータの表面温度測定方法」について、財団法人日本規格協会から J I S 原案作成を受託した。機構が運営する J I S 原案作成委員会において審議の上 J I S 原案「遠赤外線ヒータの表面温度測定方法 - 熱電対法」をとりまとめ、財団法人日本規格協会に提出した。

これまで得られた専門的知見を基に現在以下の事項について、国際標準化機構 (I S O) 等の各種委員会に積極的に参画している。

福祉用具評価分野

- ・ ISO/TC173/WG1 に ISO 11334 (エルボークラッチ) の杖部の曲げ試験方法等を新たに提案した。
- ・ ISO/TC173/WG1 において「つえ先ゴムの摩擦抵抗試験方法」を日本から提案することが決定し、N I T E が試験方法案を作成することとなった。

プラスチック関係分野

- ・平成 14 年 11 月に ISO / TC61 (プラスチック) / SC2 (機械的性質) の年次会議 (カナダ) 等に初参加し、同 WG2 (硬度及び表面特性) で「耐傷性評価方法 (仮称)」を、同 WG7 (疲労及び破壊靱性) で「薄肉材料の破壊じん性試験方法 (仮称)」を、各々規格化の必要性について説明した。審議の結果、「耐傷性評価方法 (仮称)」は、NITE がプロジェクトリーダーとして NW I に提案することについて満場一致で合意された。「薄肉材料の破壊じん性試験方法 (仮称)」は、NITE がプロジェクトリーダーとして NW I への提案を支援することについて満場一致で合意された。

また、この年次会議の前後において、シンガポール、米国等 5 カ国に海外調査を行い、ISO/WG2 議長、ASTM 規格提案者等に対し、提案する規格の説明及び意見交換を行った。

今後、TC61 の国内対策委員会を通じ、ISO/TC61/SC2 事務局に正式に当該試験方法の規格原案を NW I として提出する予定。

- ・ N I T E が参画している ISO/TC61(プラスチック)/SC4(燃焼挙動)国内委員会からの依頼を受け、ISO871 (プラスチック-高温空気炉を用いた着火温度の試験方法) 規格改訂のためのラウンド robin 試験を国を代表して実施し、試験結果報告書を取りまとめ、ISO プロジェクトリーダーに報告した。

2002 年 11 月に ISO/TC61/SC4/WG1 の会議 (カナダ) において N I T E の試験結果を反映した改訂案を検討した結果、次回の会議までに C D 投票を行うこととなった。

情報技術 (I T) セキュリティ関係業務

品質システム文書について、全体の整合性をより確実なものにする必要性から、平成 14 年 4 月にその一部の改訂を行った。

今年度は、これまで評定委員会を2回開催しST確認書及び認証書の交付に係る評定を実施した。また、技術委員会を1回開催し、ISO/IEC 15408(ITセキュリティ評価基準)の補足文書の評価基準としての採用について審議を行った。

また、認証制度に係るセミナーを4回開催し、申請者の利便性の向上に努めるとともに、STセミナーを4回開催し、STの開発者及び評価者のスキルアップを図った。

平成14年度は、評価機関の認定申請を6件受け付けており2件の認定を行い、ST確認申請は25件申請を受け付けており、既に3件についてST確認書を交付した。

また、認証申請は、8件受け付けており、既に2件について認証書を交付した。なお、認証に係る評価機関については、評価機関承認申請(兼評価者資格付与申請6件を受け付け)に基づき、2機関4名について評価者資格付与書を交付するとともに、2機関に対し評価機関承認書(評価保証レベル1~3)を交付した。

これらのST確認申請については確認のため、認証申請については認証のため、それぞれについて技術的調査を情報処理振興事業協会の調査要員(延べ10名)に実施させるとともに、当情報セキュリティ室の外部専門家による評価実施機関の行った評価結果に対する技術的問題点のレビューを行っている。

国際コモンクライテリア会議[ICCC(平成14年5月・カナダ)]へ2名、CCRA管理委員会運営分科会[Management Committee Executive Subcommittee(平成14年11月・フランス)]へ1名、CCRACC解釈運営委員会[CC Interpretation Management Body(平成15年1月・ニュージーランド)]へ1名が参加し、CCRAに加盟するための情報収集等を行うとともに、わが国の制度の説明を行った。

注：CCRAに関する国内対応

経済産業省が平成14年6月18日、CCRA加盟について、正式に参加表明を行った。情報セキュリティ室では、平成15年4月以降の現地審査受入れのため、認証業務関係ドキュメントの翻訳を行い、事前にCCRA側へ提出を行う等、受入れ準備業務を実施した。

依頼試験評価業務

容量標準物質の依頼検査は、外観検査18件(うち、2件は、外観検査で不合格)あり、品質検査13件(うち品質検査不合格1件)を実施した。認証書の発行申請は47件(10,619枚)あった。

また、純度測定に必要な基準物質8物質のうち5物質(炭酸ナトリウム、アミノ硫酸、フッ酸水素ナトリウム、ニコチン酸ナトリウム、塩化ナトリウム)の再設定を終了し、3物質(酸化ヒ素()、よう素酸ナトリウム、しゅう酸ナトリウム)について検討中。

登山用ロープの依頼試験

7事業者からの依頼があり、消費生活用製品安全法に規定する適合性検査に係る登山用ロープ等の試験を49件実施した。

(6) その他業務運営に関する計画

独立行政法人産業技術総合研究所との共同事業

中期目標に従い、独立行政法人産業技術総合研究所と共同事業契約を締結して役割分担を行い、同研究所との共同利用施設である「くらしと」I Sセンター」において、標準化関係業務を効率的に実施した。

- ・金属系材料の腐食・疲労試験法の標準化（産総研との共同）
- ・高周波領域の基準聴覚特性の標準化（同上）
- ・有効視野と視認性評価方法の標準化（同上）
- ・生体親和性インプラント材料のテクノロジーアセスメント技術の開発
（産総研・京都大等との共同・連携）

試験等の評価結果の信頼性確保

J I S Q 17025への適合推進のため、平成13年度は、推進プロジェクトチームを全国組織で発足させ、整備対象業務及び品質マニュアル等の策定方針を検討した。

平成14年度は、平成13年度の検討結果を踏まえ、品質システムを体系化した品質マニュアルを策定し、これに基づき、19の関連規程のうち記録管理規程など14規程を策定した。残りの5規程については、今後、逐次整備を推進する。

また、検定及び依頼試験業務（鉱山保安法に基づく検定及び登山用ロープ依頼試験）、製品安全関係業務のエアゾール製品試験については、最優先で17025の整備対象にすることを決定し、これらの業務に係る14試験項目について試験手順書類を整備した。

その他、製品安全関係業務の温度測定等、一般的な試験の7項目についても、試験手順書類を整備した。

人材育成の推進

昨年度に引き続き、職員の共通的能力の向上のために、新規採用職員研修、英語研修、プレゼンテーション研修、目標管理研修及び簿記研修を実施した。研修の実施にあたっては、人材育成に係る外部専門機関を積極的に活用することにより、研修の質の向上に努めた。

また、業務を効率的に遂行するため、管理職等を対象に内部管理目標設定の手法、組織のマネジメントに係る研修を実施し、管理職のマネジメント力の向上を図った。

平成13年度に創設した海外留学制度により英国クランフィールド大学に1名派遣した。

さらに、職員の専門的技術の向上のために適合性評価分野においては香港で行われたAPLAC主催の審査員研修に6名参加するとともに、審査員養成研修を実施した。化学物質管理分野等においては、独立行政法人産業技術総合研究所、環境省等の実施する研修へ積極的に参加した。

また、バイオテクノロジー分野、生活・福祉技術分野においても経済産業省等の実施する研修へ積極的に参加した。

これにより、中期目標で定められているように、研修を積極的に行うこと等に

より、人材育成に努めた。

情報セキュリティの確保

平成14年1月から開始したNITEnetシステムの外部監視サービス(24時間監視)を平成14年度も引き続き行ったが、平成14年4月から平成15年3月末までに約5000件の不正アクセス(危険度高)が報告され、これらについて最新のパッチをあてる等、的確な対策を講じた。

また、NITEnetシステムへ接続する外部公開目的の各システムについては機器接続に併せてセキュリティ診断を実施させ、セキュリティーホールのない環境への対策・指導を行った。

3月に新規システムであるNITE-LANシステムを導入した際には、情報セキュリティを強化するためにICカードによる認証システムを導入しており、導入時研修等において、本システムにおけるセキュリティ環境、運用・管理の充実にあつて、非常勤職員を含む全職員に対し教育訓練を実施した。

これらにより、部外者等による各クライアントへの安易なログインが不可能となり、重要情報の漏洩、改竄等が極めて困難なシステムを構築した。

c) 予算、収支計画及び資金計画

平成14年度決算関係書類を参照

- (1) 予算 決算報告書(財務諸表添付書類)
- (2) 収支計画 損益計算書
- (3) 資金計画 キャッシュ・フロー計算書

d) その他

(1) 施設・設備

施設の概況

平成14年度末現在の当機構の施設概況は次のとおりである。

(a) 本所

土地 12,636.61 m²

本館(SRC - 6 他、延面積 10,506.79 m²)・別館(RC - 3 他、延面積 4,292.62 m²)

(東京都渋谷区西原 2 - 4 9 - 1 0)

生物遺伝資源センター棟 (RC - 3、延面積 6,980.37 m²)

生物遺伝資源解析施設棟 (RC - 2、延面積 3,523.68 m²)

(千葉県木更津市かずさ鎌足 2 - 5 - 8)

(b) 筑波技術センター くらしとJISセンター内

(茨城市つくば市並木 1 - 2)

(c) 北海道支所

札幌第一合同庁舎 221.86 m²

(札幌市北区北八条西 2 - 1 - 1)

(d) 東北支所

(土地 2,499.60 m²、建物 R C - 2 他、延面積 1,110.99 m²)
(仙台市宮城野区東仙台 4 - 5 - 1 8)

(e)北関東支所

(土地 2,895.86 m²、建物 R C - 2 他 延面積 1,315.68 m²)
(群馬県桐生市堤町 3 - 7 - 4)

(f)中部支所

名古屋合同庁舎第 2 号館 984.89 m²
(愛知県名古屋市中区三の丸 2 - 5 - 1)
中部経済産業局庁舎 682.16 m²

(g)北陸支所

金沢駅西合同庁舎 1,028.56 m²
(石川県金沢市西念町 1 0 3 街区 1 2)

(h)近畿支所

大阪合同庁舎第 2 号館別館 3,315.72 m²
(大阪府中央区大手前 4 - 1 - 6 7)

(i)中国支所

広島合同庁舎第 3 号館 131.40 m²
(広島府中区上八丁堀 6 - 3 0)

(j)四国支所

高松第一地方合同庁舎 105.05 m²
(香川県高松市番町 1 - 1 0 - 6)

(k)九州支所

(土地 1,623.56 m²、建物 R C - 3 他 延面積 2,488.29 m²)
福岡県福岡市南区塩原 2 - 1 - 2 8

施設の整備

バイオテクノロジーセンター生物遺伝資源解析施設の新築
(千葉県木更津市 建面積 2,483.82 m²、延面積 3,523.68 m²)

2 . 過事業年度の業務の実施状況

1 3 年度は、独法初年度の取り組みとして、業務内容の必要性について機構をあげて自己点検を行い、「業務展開の基本方向」としてその内容を具体的にまとめ、職員のマールを維持しながら職務内容の転換を図った。

具体的には、国時代の体制から脱却するため、独法独自の強みを生かしながら、各分野において業務の効率化を行うことにより人員を削減し、その人材を新規事業等で活用する一方、外部との連携を強化し外部人材を積極的に活用して、機構の幅広い業務に計画通りの確な資源配分を行うことを推進した。

その結果、「業務運営の効率化」、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」、「財務内容の改善」、「その他(組織運営の弾力化、マネジメント・システムの改善等)」の各項目にわたり、中期目標に照らしほぼ順調な進捗状況であり、特

にバイオテクノロジー分野の生物遺伝資源に係る情報の高付加価値化業務、化学物質総合管理情報の整備提供関係業務、情報技術（IT）セキュリティ関係業務、マネジメント上の改善等については、その質的内容も高いとの評価を受けた。

3．運営費交付金の交付の状況

運営費交付金として、7,720,484千円

4．自己収入の確保の状況

(1)国からの受託収入として、801,034千円

(2)その他からの受託収入として、492,098千円

(3)講習関係収入として、532,638千円

(4)手数料収入として、171,916千円

5．借入金の状況

該当なし

6．財政投融资資金の状況

該当なし

7．国庫補助金等の交付の状況

施設整備費補助金として、21,598千円

．子会社・関連会社の概況

該当なし